

付すへし参加人は通くとも拒証書作成の翌日受榮譽者に榮譽引受を爲したる旨を通知すると同時に拒証書を送付せねばありませぬ若し此手續を怠りたるるときに因りて生ずる損益に付き責任を負ひます何故榮譽引受人が此損害を賠償せねばならぬと云ふに受榮譽者に於て此引受を拒まれたることを知るときに自己以前の裏書讓渡人及び振出人に對して擔保を求め償還要求の權利を確めるものなるに此通知がなかりし爲め擔保を求めずして終に損害を受くる様になりたるは参加人が通知を怠りたるに依ればなり

第七百五十條 受榮譽者及び其前者ハ擔保ヲ求ムル權利ヲ有ス然レトモ所持人ハ第七百四十四條ニ依リテ榮譽引受ヲ許諾セサルトキニ非サレハ之ヲ有セス

問 本條の規定の意義理由は如何

答 本條は榮譽引受後の擔保に關する規定なり受榮譽者及び其以後の讓渡人は榮譽引受之即ち自己の爲めには擔保なるを以て別に他に擔保を供するの義務なしと雖も受榮譽者は榮譽引受人に對しては償還義務を負ふものであります故に自己より以前の讓渡人及び振出人に對して擔保を求むることができまする然れども所持人ハ第七百四十四條に依りて所持人に於て榮譽引受を承諾しませぬ場合でなければ擔保を求むることは出來ませぬ

第五款 保證

第七百五十一條 爲替手形ニ於テ爲替債務者ノ署名ニ自己ノ署名ヲ添フ

ル第三者ハ其債務者ト連帶シテ義務ヲ負フ

問 保證と如何なる義務を負ふものありや

答 本條に所謂手形の保證と云ふ債務者の義務と共に負擔して其履行を確實ならしむるものといひます而して其の保證を爲すの方法は手形義務者と共に手形面に署名して義務者と連帶して其義務を負擔するに在ります是れ民法上の保證と大に異にして手形の信用を厚からしめんが爲めなり此保證は手形面に署名したる以上と或は振出人の爲めに保證人たることあるべく又或は裏書讓渡人の爲めに保證人たることあるべし

第七百五十二條 前條ノ義務ヲ負擔スルニハ別ニ書面上ノ陳述ヲ以テス

ルコトヲ得

問 書面上の陳述を以て保證するとは如何

答 爲替手形の保證は爲替債務者の署名に保證人の氏名を添き書入るを以て通例とすれども又別に書面を以て之を爲すことができまする是れ實際上の利益あるより此法を許したるものであります

第七百五十三條 爲替保證ノ義務ハ明示ノ契約ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得然レトモ其制限ハ契約ヲ爲シタル當事者間ニノミ効力アリ

問 爲替保證の義務は明示の契約を以て之を制限することができませうか

答 爲替保證の義務は連帯して之を負担すべきものなれども又之を制限して負擔することが出来ませう此制限に之必ず明示の契約即ち別紙書面を以て之を爲さねばありませぬ而して此制限の効力之只當事者間のみ即ち締約者双方間に止りて他の者に對しては其効なきあり

第六款 支拂

第七百五十四條 爲替金額ハ爲替手形ニ記載シタル貨幣ヲ以テ之ヲ支拂フ可シ若シ特ニ貨幣ノ種類ヲ表示セサルトキハ支拂地ニ於テ商人間ニ流通スル貨幣ヲ以テ支拂ヲ爲ス意思ナリト推定ス

問 支拂とは如何なる性質のものなりや又如何なる方法にて支拂を致し升か

答 支拂とは民法に云ひます義務の消滅にして即ち民法に規定する所の義務の消滅の方法と多くは爲替手形より生じます所の義務を消滅せしむるものとしませう然れども支拂は其最も主要なる義務消滅方法でありますが故に立法者爲替手形の部に於て特別に此方法を規定したるものであります而して爲替手形の支拂は其手形の指定する貨幣を以て之を爲さねばなりませぬ故に若し金貨を以て支拂を爲まするときは必ず金貨を以て其支拂を爲さねばありませぬ爲替手形中に支拂を爲すべき貨幣の種類を指定ぬときは支拂地に於て通用の貨幣を以て支拂を爲すものとしませう

第七百五十五條 支拂ハ第七百七十八條ノ場合ヲ除ク外ハ支拂人カ引受

ヲ爲シタルト否トヲ問ハス満期日ニ支拂人ノ方ニテ之ヲ受クルモノトス

支拂恩惠期日ハ之ヲ許サス然レトモ其地慣習ノ支拂日ハ之ヲ遵守スル

コトヲ要ス

問 本條如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は支拂を受くべき場所及び期日に關する規定なり支拂は第七百七十八條の規定即ち他所拂爲替手形でなきときは手形所持人は満期日に至れば支拂人が引受を爲したるときを問はず支拂人其支拂の義務を引受け手形を呈示し其支拂を求めねばなりませぬ若満期日を経過し若くは支拂を拒るまゝも拒證書を作る等の手續をせねばなりませぬ之を盡さぬときは償還要求の權を失ふものとす

問 恩惠期日とは如何なることを申しますか

答 恩惠とは他人の事情を推察して之れに徳義を與へることを申します即ち恩惠期日とは恩惠を以て其期日を特に定めること而して此恩惠の期日を許しませぬ所以は支拂日に恩惠を與へるに情實に出で、後ち之れが爲めに弊害の生ずることがありますを以て之を許

しませぬ然れども其土地の慣習の支拂日は之を遵守するものとしませ是れ慣習之法律と其効を同ふしませるが故でムります

第七百五十六條 満期日カ一般ノ休日ニ當ルトキハ其後ノ業日ヲ以テ支拂日トス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか
件拂満期の日が一般の休日なるるとき即ち銀行より支拂を受くべき當日が日曜祭日などに於て銀行一般の休日あるときは其後の業日を以て支拂日としまするといふことを規定したるものでムります

第七百五十七條 一覽拂爲替手形ハ呈示ノ日ニ満期ト爲ル若シ日附後二年内ニ呈示ヲ爲ササルトキ又ハ二年内ノ呈示期間ヲ其手形ニ定メサルトキハ日附後二年内ヲ以テ満期ト爲ル若シ正當ノ時期ニ呈示ヲ爲ササルトキハ所持人ハ振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對スル償還請求權ヲ失フ

問 一覽拂爲替手形は呈示の日に満期となるとは如何あることですか

答 凡そ爲替手形が信用を増加し其流通を容易にするの精神を以て立法者之手形支拂の部に於て數多の普通法に反したる法則を設定したるものであります即ち普通法に於ては債主

辨濟期限に必ず其辨濟を請求するの權利なくし期限後なれば何時にても其意に任せ之を請求することができませ然れども爲替手形の部に於ては手形所持人其期限の日に於て之が支拂を請求するものとしませ而して若し支拂人其支拂をしませぬときは其期限の翌日拒み證書を取らねばなりませぬ然れども或權利を失ふやうになりますることと前に既に述べたる如し然るに若し其手形一覽拂なるときは呈示の日に満期と爲ります若し其爲替の日附より後二ケ年内に呈示を致しませぬときは又は其二ケ年内に其手形の呈示期限を定めませぬときと爲替の日附後二ケ年を以て満期と爲と定めます而して若し正當の時期即ち呈示を爲さねばならぬときに致さぬば其所持人の振出人及び裏書讓渡人に對して償還請求權を失ひます

第七百五十八條 債權者カ爲替金額ヲ満期日ニ受取ラサルトキハ支拂人ハ債權者ノ費用及ヒ危險ニテ其金額ヲ供託所ニ寄託スルコトヲ得此場合ニ於テハ支拂人ハ甚シキ怠慢ニ付テノミ責任ヲ負フ

問 債權者が爲替金額を満期日に受取らぬときは如何致しますか

答 債權者が満期日に爲替金額を受取らぬときは支拂人は債權者の費用及び危険即ち火災盜難等は債權者の損害として其金額を供託所に寄託することができませ此場合に於ては支拂人は悪意若くは甚しき怠慢即ち不注意あるときに限り責任を負ひます

第七百五十九條 債權者ハ滿期日前ニ支拂ヲ受クル義務ナシ若シ滿期日前ニ支拂ヲ爲シタルトキハ債務者其危險ヲ負擔ス

問 債權者は滿期日前に支拂を受くる義務なき理由は如何

答 手形の相場に高低することあるものにして所持人に於ては支拂期日までに手形の騰貴することもあるらんを希望するに由り又は金圓の有餘ある等に因り支拂期日前に支拂を受けずて不利益なしとせず是れ所持人の滿期日前に支拂を受くるの義務なしとする所以なり若し滿期日前に支拂を受けたるときは支拂人に於て一切の危険を負擔するものとしす是れ滿期日前に支拂を受けたる者が或は手形を偽造し或は紛失手形を拾ふたる者たるに於ては支拂人は滿期日に至り或更に真正の所持人に支拂を爲さねばならぬ様になります

第七百六十條 債務者ハ滿期ノ時又ハ後ニ所持人ニ支拂ヲ爲スヲ以テ其

責ヲ免カル但其際債務者ニ甚シキ怠慢アリタルトキハ此限ニ在ラス

問 債務者は如何なる場合に其責任を免れますか

答 債務者即ち支拂人は手形の支拂期限が満ちたる時若くは其後に所持人に支拂を爲すを以て其責を免かるべし然れとも支拂人に甚しき怠慢ありたるるとき例へば偽造變造たるべき事情の明なるに支拂を爲し或は盜難若くは紛失の通知あるに拘はらず支拂を爲したるが若き場合に於ては其責を免かることはできません況して惡意ありたるに於ておや

第七百六十一條 手形ハ受取證ヲ記シタル爲替手形ノ交付ト引換ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

債權者ハ一分ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得ス但一分ノ支拂ノ場合ニ在テハ爲替手形ニ其支拂ヲ記入シ且其支拂ニ付テノ別段ノ受取證ヲ債務者ニ交付ス可シ

問 爲替手形金額の支拂を受くるに付ての方法は如何

答 手形の所持人に於て其手形金額の支拂を受けんに之其手形面に受取の旨を記して之を支拂人に交付し之を引換でなければ受くることはできません

債權者手形金額一分の支拂を拒むことはできません但し此一分の支拂を受けたときは手形所持人其手形面に一分の支拂ありたることを記入し且つ支拂に付ての別段の受取證を債務者に交付すべし

第七百六十二條 爲替手形ヲ數通ニシテ振出シタルトキハ債務者ハ其中ノ孰レニ依リテ支拂ヲ爲スモ此ニ因リテ其責ヲ免カル然レドモ裏書アル一通又ハ支拂人ノ引受ヲ記シタル一通ヲ所有者トシテ占有スル第三者ノ權利ヲ妨ゲス

第七百十條及ヒ第七百十一條ノ規定ハ爲替手形ノ數通ノ引渡及ヒ喪失

ニモ之ヲ適用ス

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 第七百四條に於て一の爲替に對して數通の手形を振出すことができることを觀たり此數通の手形と唯一通の手形を代表するに止まるものなるが故に其中何れにても一通の支拂を爲したるときは手形の關係人に對して其責を免かる然れとも裏書ある一通又は支拂人の引受を記したる一通を所有者として占有する第三者の權利を妨げず故に裏書ある一通を有する者も他の一通之己に支拂を受けたるも爲めに其權利を失ふことなく此裏書讓受人は裏書讓渡を爲したる者に對し償還を要求することができます

又第七百十條及び第七百十一條の規定は此數通の手形の場合にも適用することを得

第七百六十三條 引受人ハ一爲替手形ノ數通中ニテ其引受ヲ記セサルモノニ對シテハ擔保ヲ供セシメタル上ニ非サレハ支拂ヲ爲ス義務ナシ引受ヲ記シタル爲替手形數通アル場合ニ在テハ之ヲ合シテ引渡ササルトキモ亦同シ擔保ノ提供ヲ爲スニ拘ハラヌ引受人カ支拂ヲ拒ムトキハ所持人ハ拒證書ヲ作ルコトヲ得

問 本條の場合に於て担保を供せしむるは如何の理由なりや

答 引受人之一の爲替手形數通にて振出したる中に其引受を記入せぬものに對して擔保を供せしませぬ間は支拂ひを爲す義務はありませぬ其所以之擔保を供へしめずして之を支拂ひたるときは他より又引受の記入ある手形を以て要求されし場合に之支拂を爲し二重の支拂をなさねばならぬやうあります然れとも引受の記入ありしとも亦爲替手形に相違なし之を以て要求せらるゝときは拒むことはできませぬ是を以て擔保を供せしめざれば支拂を爲す義務はありませぬ又所持人引受記入しある手形を以て支拂要求を爲すも其記入の手形と數通なるとき之を殘らず集めて持參せねば所持人と見做して支拂を爲すことはできませぬ又擔保を供するにも拘はらず支拂人にして之を拒むときは所持人は拒み證書を作成することができざることを規定してあります

第七百六十四條 満期ノ時又ハ後ニ於テ爲替手形上ノ正當ノ所持人ニ爲ス支拂ハ其所持人カ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタル場合又ハ第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ限り裁判所ノ命令ヲ以テノミ之ヲ差押ユルコトヲ得

問 本條之如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は爲替手形所持人の破産若くは家資分散せし時及び第七百十條及び第七百十一條を適用したるときは爲替支拂金を差押へることができざる場合を云ひますものにして満期の時又之満期後に於て爲替手形上の正當の所持人即ち爲替金額を受取る權利人へ爲す支拂

之其所持人が破産若くは家資分散の宣告を受けたる時と七百十條七百十一條の場合に限
り裁判所の命令を以て差押へることのできる場合を規定したるものなり

第七百六十五條 支拂ニ對シ前條以外ノ方法ヲ以テスル故障又ハ債務者
ノ知ラサル人ニ爲ス支拂ニ付テハ第四百條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

問 前條以外の方法を以てする故障とは如何なることでムリますか

答 前條以外の方法とは破産宣告を受けたる場合に支拂を差押へる場合の外の方法をいひま
す此外の方法を以てする故障又は債務者の知らぬ人に爲す支拂に付ては第四百條の規定
を適用することができるといふ第四百條の場合之指圖証券の發行者と呈示人が果して其
証券の金額又は商品を受取るの權あるものであるや否やは之を調査するの權あるも之れ
が義務はありませぬなり故に其の証券の所持者たる即ち呈示したる者は券面記載の金額
を支拂ひましたるときは其証券に對する義務は此に免れまするなり從て其呈示人之れ
を受取るの權なきものであるときと雖も眞正なる所有者と發行者が其呈示の人果して眞
の所有者であるかなきやを調査べあかつたを責め再び之れが支拂を請求するの權はあり
ませぬ去れども發行者が其呈示人の眞正なる証券の所有者でなきことを知りたるか又之
眞正の所有者より其証券の盜難紛失の通知公告ありしを氣付す又は裏書の曖昧なるに
おは之れを支拂ひしたる等の惡意又は甚しき怠慢あるときは眞の所有者より償還の請求を
受けまする責が有りまするの規定でムリます

第七百六十六條 第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ在テハ爲替手形

ニ付キ自己ノ所有權ヲ説明シ且裁判所ノ命令ヲ得タル者ハ判決ノ確定
前ニ擔保ヲ供シテ爲替金額ノ支拂ヲ求メ又ハ擔保ヲ供セスシテ爲替金
額ヲ供託所ニ寄託スルヲ求ムルコトヲ得此寄託ノ場合ニ在テモ第七百
五十八條ノ規定ヲ適用ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條之手形所持人の確定せぬ場合に付ての規定あり第七百十條及び第七百十一條の場合
に於て満期日に至り手形を所持せず又は訴訟中にして手形の所持の眞正なる者の分明せ
ざるときは自ら所持人なりと信ずる者と他人に對する支拂に付き故障を爲すことができ
ます且つ自ら支拂を要求することができません然れども結局其眞正の所持人が知れぬ場合
に於ては先づ自己の所有權を説明し裁判所の命令を得たるるときに其所持人が未だ確定せ
ずと雖も擔保を供して支拂を求め又之擔保を供せず爲替金額を供託所に寄託することを
求むることができます此寄託の場合に在ても第七百五十八條の規定に従ひ之を寄託す
るに付ての費用及び其後の危険は一切其請求を爲したる手形所持人の負擔すべきものと
す

第七百六十七條 支拂人カ正當ノ理由ナクシテ満期日ニ爲替金額ノ支拂又ハ寄託ヲ拒ムトキハ所持人ハ其次ノ業日ニ拒證書ヲ作り且所持人カ償還請求ヲ爲サント欲スル者ニ拒證書ノ作成ヲ通知スルコトヲ要ス然レトモ所持人ハ爲替手形ニ明記アルニ因リテ拒證書作成ノ義務ヲ免カ
ルルコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は支拂人が支拂又は寄託を拒たるときに關する規定なり

支配人が正當の理由即ち何人も許すべき事故なくして支拂期日に支拂を拒み又は寄託することを拒むときは假令如何なる場合と雖も所持人は其次の業日即ち支拂日に拒證書を作り且所持人が償還請求を爲さんと思ふ者に拒證書の作成を通知せねばなりません若し之を怠りたるときは所持人は償還要求の權利を失ふ様になります

然れども若し手形を振出すとき若くは裏書讓渡を爲すに際し或る場合を察して手形面に拒證書を作るに及ぶ旨を明記し又は別段の證書を以て約することがあります此場合に於て之所持人は拒證書を作るに及ばず

茲に一言することあり本條に其次の業日に拒證書を作ることと規定したる所以は大抵拒證書を作るは其翌日なるも之を翌日と爲さず之に依て觀るときは其翌日休日でなくとも

業日即ち支拂日でなきときニ拒證書を作るに及ばず

第七款 榮譽支拂

第七百六十八條 拒マレタル爲替手形ハ振出人又ハ裏書讓渡人ノ爲メ榮譽引受人支拂人又ハ第三者之ヲ支拂フコトヲ得

問 榮譽支拂とは如何なる事を申しますか

答 榮譽支拂とは爲替手形振出人又は裏書讓渡人の榮譽の爲め榮譽引受人支拂人又は第三者が之を支拂ふを云ふ而して其支拂を爲す方法は満期日に至り手形の支拂を拒まれたるときは手形所持人の拒證書を作り其旨を振出人又ハ裏書讓渡人に通知して償還要求を爲すものなり然れども振出人及び裏書讓渡人の爲めに信用を害し亦損失も少なからぬことなれば此等の人の信用を維持せんが爲め他人をして参加して其支拂を爲すことができず而して榮譽支拂人は榮譽引受の場合と同じく其何人の爲めにせしやを明記せねばなりません其明記なきときに於ては振出人の爲めに支拂ひたるものと看做します

支拂人が榮譽支拂人と爲るには未だ是迄に其引受を爲さざりしことを要す何故なれば其引受を爲すときは最早一旦手形面に付き義務を負擔するを以て更に之を拒みて榮譽支拂を爲すことが出来ぬればなり

第七百六十九條 豫備支拂人其他ノ参加人ノ引受ヲ記シタル爲替手形ハ

拒證書作成ノ後直ニ榮譽引受人ニ支拂ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 本條は手形面に豫備支拂人其他の参加人の引受を記したる場合を規定す

豫備支拂人及び其他の参加人即ち榮譽引受人は當初に支拂を拒まれたる場合に於て支拂を爲すの義務ある者なれば其支拂を拒まれ拒證書を作りたるときは手形所持人は此等の義務者に手形を呈示して支拂を要求することが出来ます

第七百七十條 榮譽支拂若クハ其拒絶又ハ其提供ハ何レノ場合ニ於テモ之ヲ支拂拒證書又ハ其附箋ニ記載ス可シ

其拒證書ハ爲替手形ト共ニ拒證書費用ノ辨償ヲ受ケタル上之ヲ榮譽支拂人ニ交付ス

問 本條の規定と如何なる意義理由なりや

答 本條は榮譽支拂に關する規定なり榮譽支拂若クハ其拒絶又ハ其提供即ち申出は其時期に違ふ以上は之を爲すことが出来る而して其提供して之を承諾せられたるときと直ちに之を支拂はねばなりません又此榮譽支拂若クハ其拒絶又ハ其提供は何れの場合に於ても支拂拒證書又は其附箋に記載すべし

若し支拂の提供を許諾して支拂を受けたるるときと其拒證書は爲替手形と共に拒證書費用

と引替に榮譽支拂人に交付せねばなりません

第七百七十一條 榮譽支拂人ハ引受人振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對シテ所持人ノ權利ヲ承繼ス但其權利ヲ主張スルニハ所持人ト同一ノ義務ヲ履行スルコトヲ要ス

問 本條と如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は榮譽支拂人の權利と義務を履行すべき場合とを規定したるものなり

榮譽支拂人は振出人又は裏書讓渡人等の償還義務者に代りて支拂を爲す者なれば當然所持人の權利を承継するものとします故に榮譽支拂を爲したるときは引受人振出人及び裏書讓渡人に對して之所持人と同様の權利を行ふことを得るなり但し其權利を主張即ち行はんに之所持人と同一の義務を履行せねばなりません是れ權利あれば義務あるを免れませぬ故に速に其通知をせねばなりません若し之を遅延して通知を爲さるときは償還要求の權利を失ひます

第七百七十二條 榮譽支拂ハ受榮譽者ノ後者總員ヲシテ責ヲ免カレシム

問 本條の意義理由を承り度し

答 本條は榮譽支拂の効力を定めたるものあり榮譽支拂は其榮譽支拂を受けたる者より後の總債務者をして手形所持人に對して其責を免かれしむ故に其受榮譽者が振出人なるるとき

は裏書人をして總て義務を免かれしめ又裏書譲渡人なるるときは其譲渡人以後の裏書譲渡人をして義務を免れしむ但し榮譽支拂人に對しては其義務を免かれたるものではありませぬ宜しく混せぬ様にすべきなり

第七百七十三條 榮譽支拂ヲ提供スル者二人以上アルトキハ支拂人ヲ以テ榮譽支拂人トシ之ニ次テハ最モ多數ノ義務者ヲシテ責ヲ免カレシムル者ヲ以テ榮譽支拂人トス

問 榮譽支拂を提供する者二人以上あるときは孰を以て榮譽支拂人と爲すや

答 榮譽支拂を爲さんとする者數人ある場合に於ては其尤も多く義務者をして其義務を免れしむる者を以て榮譽支拂人としす本條に支拂人を以て特別に爲したるは支拂は大抵振出人及び其他の爲替金に付ての義務者に對して直接に爲替上の償還要求權あるものなればなり然れども裏書譲渡人の爲めに榮譽支拂を爲さんとするときは他の榮譽支拂人の中其尤も多くの義務者をして責を免かれしむる者を以て榮譽支拂人と爲すべきは榮譽引受の場合に於けると同じことであります

第七百七十四條 所持人ハ榮譽支拂ヲ受クルコトヲ拒ムニ因リテ榮譽者及ヒ其後者ニ對スル償還請求權ヲ失フ

問 所持人が榮譽支拂を拒みたるときは如何

答 所持人が榮譽支拂を拒みたるときは受榮譽者及び其後者に對する償還請求權を失ふものとす是れ手形所持人は手形面の金額を受取たるるとき十分なるべきに榮譽支拂を拒みたるに於ては其權利を拋棄したるものなるが故なり

第八款 償還請求

第七百七十五條 支拂人カ滿期日ニ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササルトキハ所持人ハ振出人及ヒ裏書譲渡人ニ對シ爲替金額及ヒ其利息並ニ不拂ニ因リテ生シタル一切ノ費用ニ付キ償還請求權ヲ有ス

問 償還請求權は如何なる場合に之を行ふものなりや

答 償還請求權とは爲替金額及び其利息並に支拂滯滞より生したる一切の費用に對して辨濟を請求する者即ち償還請求といひます

本條は支拂人が滿期の日に爲替手形の支拂を爲さぬときを爲替所持人は振出人及び裏書譲渡の人に對し爲替資金及び其利息又は其支拂を拒みたる爲めに被ふりたる一切の費用を償はしむる所の權理あることを規定してあります

第七百七十六條 所持人ハ爲替手形ヲ滿期日ニ支拂ノ爲メ呈示ス可シ若シ支拂ヲ爲サキルトキハ滿期日ノ次ノ業日ニ支拂拒證書ヲ作ル可シ但第七百六十一條第二項ニ掲ケタル一分ノ支拂ノ場合ニ於テモ亦同シ

問 本條の規定之如何ある意義理由なりや

答 本條は手形所持人が満期日に支拂を受くる爲め尽すべき手續を定めたるなり所持人は爲替手形の支拂の期日に至れば其手形に引受あると否とを問はず必ず先づ支拂人に之を呈示せねばなりませぬ其他豫備支拂人又は榮譽引受人あるときも亦之を呈示せねばなりませぬ若し其支拂を拒みて爲さざるときは満期日の次の業日に支拂拒證書を作らねばなりませぬ但第七百六十一條第二項に掲げたる一分の支拂の場合に於ても亦同じく其手續を爲さざるへからず若し之を怠りたるときは其償還要求の權利を失ふべし

第七百七十七條 支拂拒證書ハ既ニ引受拒證書ヲ作りタルトキニモ債務者カ死亡シ又ハ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ又ハ其所在ノ知レサルトキニモ之ヲ作ル可シ

問 本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條之支拂拒證書を作るべき場合を示したるなり所持人は爲替手形の支拂を得ませぬとき支拂人が死亡し若しくは破産宣告又之家資分散の宣告を受け又之其所在の知れぬときにも之を作るべし又已に引受の拒證書を作りたるるときも雖も尙は支拂の拒證書を作らねばなりませぬ若し之を怠りたる場合は償還請求の權利を失ひます

第七百七十八條 引受人ニ對シテ爲替權利ヲ保全スルニハ満期日ニ於ケ

ル呈示及ヒ拒證書ノ作成ヲ要セス然レトモ他所拂爲替手形ハ他所拂人若シ他所拂人ノ記載ナキトキハ支拂人ニ其爲替手形ヲ支拂フ可キ地ニ於テ支拂ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ若シ支拂ヲ爲ササルトキハ同地ニ於テ拒證書ヲ作ル可シ

問 本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は手形引受人に對する所持人の權利を規定したるものなり引受人に對しての爲替所持人の權利は満期日に至りても呈示及び拒證書の作成を爲すに及びませぬ何となれば引受は所持人と一の約束を爲すものなれとなり故に假令以満期日に手形を呈示しませぬも所持人は引受を爲せし者に對して之權利を失ふことなし然れども手形の他所拂手形なるときは其支拂人の明記あるとなきとに因らず必ず其手形を支拂地に於て呈示して其支拂を拒まれたるときは拒證書を作らねばなりませぬ若し然らざれば他所拂人の明記あり且つ引受人の支拂を爲すときと雖も尙は其償還請求權を失ふべきなり

第七百七十九條 引受人カ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ其他資力ノ確ナラサルニ至リタル場合ニ於テ爲替支拂ノ爲メ十分ナル擔保ヲ供セサルトキハ所持人ハ満期日前ニ支拂拒證書ヲ作りテ償還請求ヲ爲ス可トヲ得

問 引受人が破産若くは家資分散の宣告を受け其他資力の確ならぬやうに至りたる場合に於て如何の手續に致しますか

答 引受人は爲替手形所持人に對しては充分なる信用を置かねばなりませぬ而して引受人が破産増告を受け其他資力に不足ある場合に至りて爲替支拂の爲十分なる擔保を供せねばかりませぬ若し之を供せぬときは満期日前に支拂拒證書を作りて償還請求を爲すことができるの権利がありませぬ木條の設け所持人の危険の保護の規定にして此規定があるときは所持人は屢其危険に遭ふことあるべし

第七百八十條 所持人ハ振出人及ヒ裏書讓渡人ノ各員又ハ總員ニ對シ償還請求ヲ爲スコトヲ得又償還請求ヲ受ケタル裏書讓渡人ハ其前者ニ對シテ同一ノ權利ヲ有ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は所持人の償還請求權の及ぼす所を規定したるものにて前條には引受人に對する償還請求權ある場合を規定し本條にて振出人及び裏書讓渡人の各員又ハ總員に對して償還請求を爲すことを得るものとします

又償還請求を受けたる裏書讓渡人其前者即ち振出人に對して所持人が裏書讓渡人に於けるが如く同様に權利があります之れ特立連帯なればなり

第七百八十一條 償還請求ヲ爲ス者ハ第七百三十九條ノ規定ニ依リテ引受拒證書作成ノ通知ヲ爲シタルニ拘ハラヌ尙ホ其償還請求ヲ爲サント欲スル前者ニ書面ヲ以テ其請求及ヒ支拂拒證書作成ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス其通知ハ所持人ニ在テハ拒證書ヲ作りタル日ノ翌日、裏書讓渡人ニ在テハ通知書ヲ受取りタル日ノ翌日之ヲ爲スコシ但裏書讓渡人ノ通知ハ其後者ノ爲メニモ効力アリ

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 償還要求を爲す者は第七百三十九條の規定に依りて引受拒證書作成の通知を爲したると否とに拘らず償還を受けんとする者に對し書面を以て其請求及び支拂拒證書を作りたる旨を通知せねばなりませぬ若し所持人に於て其通知を怠りたるときは引受を爲したる者及び其他の不當の利得者に對して償還請求權を失ふべきあり是れ償還義務者に在ては其手形の所在を知らねばなり

右の通知は所持人に在ては拒證書を作りたる日の翌日、裏書讓渡人に於ては通知書を受取りたる日の翌日之を爲すべきものとす

第七百八十二條 前者ニ對シテ償還請求ヲ爲シタルモ此カ爲メニ其後者ハ償還義務ヲ免カレヌ

問 本條の理由と如何なる規定でムりますか

答 本條の意義理由と例之ば裏書讓渡人は所持人より償還請求を受け即ち前者に對して又之れが請求を爲し夫が爲めに後者即ち所持人に對して已れ之義務を負担することなしといはれませぬ何となれば未だ前者之請求のみを受けて義務を履行せざる間なれば果して前者が義務を履行しますか否やは未だ知れませぬ事なれば若し前者にして之を償還しませぬときは後者に於て負擔すべきは勿論の事なればなり

第七百八十三條 拒證書作成ノ義務免除ニ因リテ拒證書作成ノ權利及ヒ償還請求權ハ消滅セス然レトモ此場合ニ於テ其免除ヲ爲シタル者ノ後者ニ在テハ其免除ヲ爲シタル者ニ對シ贍本ヲ以テ爲替手形ノ送付ヲ爲スト同時ニ書面ニテ償還請求ノ通知ヲ爲スヲ以テ足レリトス

本條は拒證書作成の義務を免除せられたる場合に關する規定なり
償還義務者には拒證書作成の義務を免除しまするも爲めに所持人が拒證書を作成し償還請求を爲すの權利を消滅さすことと出來ぬ所以なり故に所持人に於て拒證書を作りたるときは其費用をも拂はねばなりませぬ然れども此場合に於て其免除を爲したる者及び以後の裏書讓渡人に對し必ずしも拒證書を作るに及びませぬ只其手形の贍本を以て爲替手形の送附を爲し之と同時に書面を以て償還請求の通知を爲すを以て足れりとす

第七百八十四條 削除

第七百八十五條 償還請求權ハ支拂人カ爲替資金ヲ受取リタリトノ抗辯ノ爲メニ効力ヲ失フコト無シ然レトモ爲替資金ヲ供スル義務アル者ニ對シテハ其者カ爲替資金ヲ供セサリシトノ抗辯ヲ爲スコトヲ得

問 本條之償還請求權に係る規定なりや
答 然り振出人及び裏書讓渡人は支拂人に爲替資金を送附し支拂の用意を爲さしむるの責あるばかりでなく支拂人が爲替の支拂をせぬときは保證の義務を負ふものなるが故に支拂人が已に爲替資金を受取りたりとの抗辯を以て償還の義務を免かることは出來ませぬ然れども爲替資金を供する義務ある者に對しては其者が爲替資金を供せぬとの抗辯を爲すことは出來ます故に振出人は支拂人に對して資金を供するの義務ある者なれば支拂人より資金の送致をせぬとの抗辯を以て振出人に對抗することが出來る如く他人の利益の爲め又は他人の委託を受けて振出したる手形にして此他人が手形の所持人と爲りたるが如き場合に在て若し其約定の爲替資金を送らぬときは裏書讓渡人等總て償還義務者之其請求者が未だ爲替資金を供せぬとの抗辯を以て其償還請求に應せぬとも濟まず

第七百八十六條 償還請求ハ左ノ額ニ付キ之ヲ爲スコトヲ得
第一 爲替金額及ヒ滿期ノ翌日ヨリ起算シタル年百分ノ十ノ利息

第二 拒證書ノ費用其他必要ナル立替金

第三 戻爲替ヲ振出シタルトキハ其費用

問 本條之如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條之償還請求を爲すことが出来る金額を定めたるものなり償還請求を爲すことが出来る金額は第一爲替金額及び満期日の翌日より起算したる年百分の十の利息第二は拒證書の費用其他必要なる立替金第三戻爲替を振出したるときは其費用なりとす

第七百八十七條 削除

第七百八十八條 償還義務者ハ爲替手形拒證書及ヒ受取證ヲ記シタル償還計算書ノ交付ヲ受クルニ非サレハ支拂ヲ爲ス義務ナシ

問 本條之如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は償還請求を支拂ふに付ての規定あり償還義務者なりとて何時にても其請求ありたるに依り支拂を爲す義務なし故に償還義務者之爲替手形拒證書及び受取證を記したる償還計算書の交付を受けねば支拂を爲す義務ありませぬ

第七百八十九條 爲替義務者ハ償還金額ノ支拂ト引換ニテ受取證ヲ記シタル爲替手形及ビ支拂拒證書ノ交付ヲ所持人ニ求ムル權利アリ

問 本條之如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は爲替義務者より自から進で支拂を爲すときに係る規定なり即ち本條は總ての爲替義務者に於て未だ何たる請求をも受けざる場合に於て自ら償還金額を支拂はんと求むる場合を謂ます夫れ爲替義務者は各連帶の義務あるを以て又各連帶の權利なるべからず故に速に其支拂を爲さんことを申立て又は他の義務者に償還請求を爲さんか爲めに所持人より通知の有無に拘はらず支拂を爲さんことを申出づることが出来ます此申出を爲したるときは權利者は受取證を記したる爲替手形及び支拂拒證書を交付せねばなりませぬ

第九款 拒證書作成

第七百九十條 拒證書ハ裁判所ノ役員又ハ公證人之ヲ作ルモノトス若シ其地ニ此等ノ人ナキトキハ被拒者ニ於テ證人二人ノ立會ヲ以テ之ヲ作ル可シ但其證人ハ成年ノ男子タルコトヲ要ス

問 拒證書作成の方法は如何

答 拒證書を作成するには裁判所の役員又は公證人之を作るものとします然れども土地に依りて之裁判所なく又公證人のなきことあり此場合に於ては被拒者即ち手形所持人は證人として其隣人二名の立會を求め自ら拒證書を作るへし而して立會の證人と成年の男子にして成るべく商人たる身分を有する者を以てすべきなり

第七百九十一條 拒證書ハ拒者ノ營業場若シ營業場ナキトキハ其住居ノ

〇商法 手形法

〇六十七

内若クハ傍ニ於テ之ヲ作ル可シ但拒者不在ナルトキ又ハ臨席ヲ肯セス若クハ來入ヲ拒ムトキト雖モ亦同シ

若シ已ムヲ得サル場合アルトキハ裁判所又ハ公證人役場ニ於テ拒證書ヲ作ルコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定するものでムりますか

答 拒證書は拒者即ち引受人若クば支拂人の營業場又は營業場なきときは其住居即ち家内に於て之を作るべきなり但拒者の不在のとき又ハ臨席せずして立會ふことを承知せぬときも同じく營業場若クば住居内に作るべきなり

若し已むを得ませぬ事故例之は拒者の住居が不分明なる場合に於ては裁判所又は公證人役場に出頭して拒證書を其役場員又ハ公證人に依頼して作成することが出来るなり

第七百九十二條 拒者ノ營業場及ヒ住居ノ知レサル場合ニ於テ支拂地ノ官署ニ問合ヲ爲スモ尙ホ知ルコトヲ得サルトキハ拒證書ハ其官署内ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 拒み證書は拒者の營業場及び住居の知れませぬとき支拂地の官署即ち府縣廳裁判所警察署に問合をなすべし官署問合をなすも尙ほ知ることができぬとき其知り得たる最終

の住所に之を通知すへきものとし且其官署内に於て之を作ることを要す而して若し其手形に記載したる住所虚偽なるときは先づ公證人をして其住居を知るに付き必要なる方法は總て之を爲したることを表明さしめ然る後拒み證書を調製るものとし

第七百九十三條 法律上定メタル場所ノ外ニ於テモ拒者ノ承諾アルトキハ拒證書ヲ作ルコトヲ得

問 法律上定めたる場所の外とは如何なる場所をいひますか

答 御尋の場所とは前條に規定する場所の外をいひます此場所に於ては假令拒者の承諾あるも拒證書を作ることはできませぬ

第七百九十四條 一般ノ休日ニハ拒證書ヲ作ルコトヲ得然レトモ通常ノ取引時間外ニ於テ之ヲ作ルハ妨ナシ

問 通常の取引時間外に於て之を作るは妨げなしとは如何

答 拒證書を作成には一般の休日即ち日曜大祭日等には作ることができませぬ然れども通常の業日に於ては取引時間外即ち商人の各自定めにて假令銀行營業者は午前七時より午後三時までとか普通商人は点燈時までとか定まり居る營業時間より外の時間に於て拒證書を作ることには便宜上止むを得ませぬ之を許します

第七百九十五條 拒證書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

第一 爲替手形ノ全文但最後ノ裏書ニ至ルマテ遺漏ナク記載ス可シ

第二 拒者ノ臨席又ハ不在

第三 引受支拂又ハ擔保ノ要求及ヒ拒絶竝ニ拒絶ノ理由

第四 右要求及ビ拒絶ノ日竝ニ場所

第五 榮譽引受又ハ榮譽支拂アルトキハ其旨

第六 年月日場所及ビ臨席總員ノ署名、捺印

第七 第七百九十三條ノ場合ニ於テハ拒者ノ承諾

若シ拒者カ署名捺印スルコトヲ欲セス又ハ署名、捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ證書ニ明記ス可シ

拒證書に記載する諸件を承はり度し

問 拒證書を作成するには左の諸件を記載するものとす

答 拒證書を作成するには左の諸件を記載するものとす

第一 爲替手形に於テ全文を記載すべしとは表面の全文をいひます但し最後の裏書に至るまで遺漏なく記載すべし

第二 拒者即ち支拂人引受人等が臨席せしか又せざるかを記す

第三 引受支拂又は擔保の要求即ち所持人の申立てと拒絶即ち引受人支拂人等申立並に

其拒絶の理由を記す

第四 右要求及び拒絶の日並に其場處即ち何日何所に於て是の義務執行を要求し執行を拒絶たりとのこと

第五 榮譽引受又ハ榮譽支拂のあるとき其旨を記す

第六 拒證書作成の年月日作成したる場所及び其場に臨んだる殘らずの人の署名、捺印右の外に拒み人が署名捺印しませぬとき又は署名捺印の出來ぬときは其事故を其拒證書に明記すべしなり

第七百九十六條 第七百九十一條乃至第七百九十四條ノ規定ハ引受又ハ支拂ノ爲メニ呈示爲替手形數通ノ要求其他本章ノ規定ニ從ヒ或人ノ方ニテ爲ス可キ行爲ニモ之ヲ適用ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は第七百九十一條乃至第七百九十四條の規定を適用したるものなり本條に掲ぐる條項は支拂拒證書を作る場合に適用すべきのみならず引出又は支拂の爲めにする呈示及び爲替手形數通の要求其他本章の規定に從ひ或人の方にて即ち關係者中の一方に於て爲すへき總ての行爲にも之を適用すべしものとす

第七百九十七條 第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ於テハ其情況ヲ

第七十一

第七百九十五條 拒證書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

第一 爲替手形ノ全文但最後ノ裏書ニ至ルマテ遺漏ナク記載ス可シ

第二 拒者ノ臨席又ハ不在

第三 引受支拂又ハ擔保ノ要求及ヒ拒絶並ニ拒絶ノ理由

第四 右要求及ビ拒絶ノ日並ニ場所

第五 榮譽引受又ハ榮譽支拂アルトキハ其旨

第六 年月日場所及ビ臨席總員ノ署名、捺印

第七 第七百九十三條ノ場合ニ於テハ拒者ノ承諾

若シ拒者カ署名捺印スルコトヲ欲セス又ハ署名、捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ證書ニ明記ス可シ

問 拒證書に記載する諸件を承はり度し

答 拒證書を作成するには左の諸件を記載するものとす

第一 爲替手形に之全文を記載すべしとは表面の全文をいひます但し最後の裏書に至るまで遺漏なく記載すべし

第二 拒者即ち支拂人引受人等が臨席せしか又せざるかを記す

第三 引受支拂又ハ擔保ノ要求即ち所持人の申立てと拒絶即ち引受人支拂人等申立並に

其拒絶の埋田わる所

第四 右要求及び拒絶の日並に其場處即ち何日何所に於て是の義務履行を要求し履行を

拒絶たりとのこと

第五 榮譽引受又ハ榮譽支拂のあるとき其旨を記す

第六 拒証書作成の年月日作成したる場所及び其場に臨んだる發らずの人の署名、捺印

右の外に拒み人が署名捺印しませぬとき又は署名捺印の出來ぬときは其事故を其拒證書に明記すべしなり

第七百九十六條 第七百九十一條乃至第七百九十四條ノ規定ハ引受又ハ

支拂ノ爲メニスル呈示爲替手形數通ノ要求其他本章ノ規定ニ從ヒ或人

ノ方ニテ爲ス可キ行爲ニモ之ヲ適用ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は第七百九十一條乃至第七百九十四條の規定を適用したるものなり本條に掲ぐる條

項は支拂拒證書を作る場合に適用すべきのみならず引出又は支拂の爲めにする呈示及び爲替手形數通の要求其他本章の規定に従ひ或人の方にて即ち關係者中の一方に於て爲す

へき總ての行爲にも之を適用すべきものとす

第七百九十七條 第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ於テハ其情況ヲ

拒證書ニ明示シ且成ル可ク詳細ニ爲替手形ノ旨趣ヲ記シテ爲替手形ノ全文ニ代フ

問 本條の規定は如何なる場合なりや

答 本條は拒證書を作るに當り爲替手形の規存せぬ場合に係る規定なり第七百十條及び第七百十一條の場合に於て之爲替手形は其所有者の手に存在せざるを以て第七百九十五條第一号の規定を遵守することは出来ませぬ故に此場合に於ては拒證書に其理由を明記し且商業帳簿に依るか又は其所有者の記憶する所に從ひ成る可ク詳細に爲替手形の旨趣を記載して爲替手形の全文に代へます

第七百九十八條 裁判所ノ役員公證人又ハ町村長ハ其作りタル拒證書ノ全文ヲ日日帳簿ニ記入シ且被拒者ノ求ニ因リテ數通ニ之ヲ作ル義務アリ

拒證書作成ノ費用ハ被拒者之ヲ立替フルコトヲ要ス

問 拒證書を作るべき公吏の責任は如何

答 裁判所の役員公證人又ハ町村長は其作りたる拒證書の全文を日々帳簿に記入し且被拒者即ち手形所持人の求に因りて數通にも之を作る義務があります
拒證書を作るの手續料其他の費用は拒證書の作成を要求する手形所持人に於て一時之を

立替へねばなりませぬ

第十款 戻爲替手形

第七百九十九條 所持人ハ償還金額ニ付キ各償還義務者ニ對シテ戻爲替手形ヲ振出スコトヲ得

問 戻爲替手形とは如何なる性質のものなりや

答 戻爲替手形とは支拂を拒まれたる場合に於て手形所持人が自身に振出人と爲り更に償還義務者に宛て振出す一覽拂の爲替手形を云ひます但所持人の外裏書讓渡人に於ても亦之を發行することが出来る場合あるは第八百二條に於て規定する所の如し而して所持人其償還請求權を有する者は其償還義務者に係り償還金額の請求を爲すことのできるものなるは前にも説明したる所の如くなれとも亦此請求を爲すに付き償還義務者にして遠隔の地に在るか又ハ償還義務を盡すことを承諾せぬが爲め遂に訴訟を起して裁判を受け之を執行する時間を待たねばならぬかの如き場合ありて商業上の急速を要す可き目的を達することができぬ心配ある場合に於て所持人をして直ちに其償還金額を受くることのできるを以て目的を達せしむるの方法を規定したるものなり
戻爲替手形を振出すに付ては猶ほ償還請求權を行ふが如く其義務者中の何人に對するも所持人の勝手にして即ち裏書讓渡人を以て支拂人と爲すも又は振出人を以て支拂人と爲す

拒證書ニ明示シ且成ル可ク詳細ニ爲替手形ノ旨趣ヲ記シテ爲替手形ノ全文ニ代フ

問 本條の規定は如何なる場合なりや

答 本條は拒證書を作るに當り爲替手形の規存せぬ場合に係る規定なり第七百十條及び第七百十一條の場合に於て之爲替手形は其所有者の手に存在せざるを以て第七百九十五條第一号の規定を遵守することは出来ませぬ故に此場合に於ては拒證書に其理由を明記し且商業帳簿に依るか又は其所有者の記憶する所に從ひ成る可く詳細に爲替手形の旨趣を記載して爲替手形の全文に代へます

第七百九十八條 裁判所ノ役員公證人又ハ町村長ハ其作りタル拒證書ノ全文ヲ日日帳簿ニ記入シ且被拒者ノ求ニ因リテ數通ニ之ヲ作ル義務アリ

拒證書作成ノ費用ハ被拒者之ヲ立替フルコトヲ要ス

問 拒證書を作るべき公吏の責任は如何

答 裁判所の役員公證人又ハ町村長は其作りたる拒證書の全文を日々帳簿に記入し且被拒者即ち手形所持人の求に因りて數通にも之を作る義務があります

拒證書を作るの手續料其他の費用は拒證書の作成を要求する手形所持人に於て一時之を

立替へねばなりませぬ

第十款 戻爲替手形

第七百九十九條 所持人ハ償還金額ニ付キ各償還義務者ニ對シテ戻爲替手形ヲ振出スコトヲ得

問 戻爲替手形とは如何なる性質のものなりや

答 戻爲替手形とは支拂を拒まれたる場合に於て手形所持人が自身に振出人と爲り更に償還義務者に宛て振出す一覽拂の爲替手形を云ひます但所持人の外裏書讓渡人に於ても亦之を發行することが出来る場合あるは第八百二條に於て規定する所の如し而して所持人其償還請求權を有する者は其償還義務者に係り償還金額の請求を爲すことのできるものなるは前にも説明したる所の如くなれとも亦此請求を爲すへさに付き償還義務者にして遠隔の地に在るか又ハ償還義務を盡すことを承諾せぬが爲め遂に訴訟を起して裁判を受け之を執行する時間を待たねばならぬかの如き場合ありて商業上の急速を要す可き目的を達することができぬ心配ある場合に於て所持人をして直ちに其償還金額を受くることのできるを以て目的を達せしむるの方法を規定したるものなり

戻爲替手形を振出すに付ては猶ほ償還請求權を行ふが如く其義務者中の何人に對するも所持人の勝手にして即ち裏書讓渡人を以て支拂人とすも又は振出人を以て支拂人とす

すも全く所持人の選む所に任す

第八百條 戻爲替手形ノ費用ノ額ハ仲買人手數料、仲立人手數料、郵便税、印紙税及び支拂地ヨリ償還義務者ノ住地ニ宛テ振出シタル一覽拂爲替手形ノ相場ニ因リテ定マル

右ノ相場ハ戻爲替手形ヲ遞次振出ス場合ト雖モ本爲替手形ノ支拂地ヨリ振出地ニ宛テタル一覽拂爲替手形ノ相場ヲ超ユルコトヲ得ス

問 戻爲替手形の費用の額は何程をりや

答 戻爲替手形の費用の額ハ仲買人手數料及び仲立人の手數を経たるときは其手數料郵便税、印紙税及び其戻爲替振出地より償還義務者の住所即ち支拂地との相場の差額と云ふなり
右の相場を定めするに戻爲替手形を遞次に振出す場合例へば東京より大坂に於て支拂ひまする手形を振出し其手形は第一横濱第二名古屋第三京都に於て取引ある場合此場合と雖も本爲替手形の支拂地より振出し地に宛てたる一覽拂爲替手形の相場を超ゆることができぬと爲ます

第八百一條 戻爲替手形ニハ拒マレタル爲替手形拒證書及び償還計算書ヲ添フ可シ

問 本條の規定は如何なる事件なりや

答 本條は戻爲替手形に添へまする書類を定めたるなり戻爲替手形を振出すには其拒められたる爲替手形拒證書償還計算書を添へねばなりませぬ此等のものを添ふるに恰も戻爲替手形に對して引受を爲したると同一の効あるものなり又支拂人は此等の書類の交付を受くるの必要なはなり但ニケの相場の證書とあれとも或る場合の外は唯其一ヶたるに過ぎざる可きなり

第八百二條 戻爲替手形ヲ支拂ヒタル者ハ其前者中ノ一人ニ宛テ更ニ戻爲替手形ヲ振出スコトヲ得

問 本條規定の意義理由如何

答 本條は戻爲替手形を支拂たる裏書人の權利を定めたるものなり戻爲替手形を支拂ふたる償還義務者又更に戻爲替手形を振出すことが出来ることは前に既に之を述べたるが如し戻爲替手形の支拂を爲したる裏書人は其支拂ひたる償還金の辨濟を得んが爲め手形所持人の自己に向け戻爲替手形を振出すが如く更に自己以前の裏書譲渡人及び振出人に對して戻爲替を振出すことが出来ます

第十一款 資金

第八百三條 振出人又ハ自己ノ計算ニテ爲替手形ヲ振出サシメタル者又ハ明示シテ爲替資金ヲ供スル義務ヲ負ヒタル裏書譲渡人ハ支拂人ニ對

シテ爲替資金ヲ供スル義務ヲ負フ

問 資金と如何なるものを云ふや

答 資金とは支拂人をして所持人に爲替金額を支拂はしむる爲め又は支拂人が既に支拂ふた
る爲替金額を辨償する爲め振出人又は其他の者より支拂人に交付する金額を云ふ而して
本條に云ふ所の自己の計算にて爲替手形を振出さしめたる者とは仲買人をして爲替手形
を振出さしむる類なり又明示して爲替資金を供する義務を負ひたる裏書譲渡人とは振出
人に對して資金を供すべき旨を明約し條者を以て名義のみの振出人となし自ら其手形の
受取人となりたる者をいひます

第八百四條 現金支拂ノ外爲替資金義務者カ支拂人ニ對シテ有スル債權

又ハ信用ハ之ヲ爲替資金ニ充ツルコトヲ得

問 本條之如何なる意義の理由なりや

答 本條は爲替資金と爲すことが出来る物を定めたるなり爲替資金は現金にて支拂ふばかり
でなく爲替資金義務者が支拂人に對して有する所の債權即ち貸金、立替金又は賣掛代金
等あるに於て之此金額を以て直ちに代替資金に充つることが出来ます其他信用に付ても
亦同じ而して爲替資金と爲すには支拂期日に於て支拂人の處分することのできるものた
るを要す故に支拂期日に尙ほ支拂ふことのできぬ切手の如きと資金として交付するを得

第八百五條 方式ニ依ラサル引受ト雖モ其引受ニ依リテ引受人カ爲替資

金義務者ヨリ爲替資金ヲ受取リタリトノ推定ヲ生ズ但參加引受ヲ爲シ

タルトキハ此限ニ在ラス

問 方式に依らざる引受とは如何なるものを云ふや

答 方式に依らざる引受とは第七百三十七條の規定に適合せぬ即ち署名のみにて捺印なき引
受の如きを云ふなり支拂人が一日引受を爲したる以上は其引受を假令以方式に適合せず
と雖も尙ほ爲替資金の交付わりたるものと推定せらるる故に引受を爲したる支拂人に於て
貸金を受けぬ旨を申立つるに於ては自ら反證を擧げて推定を破らねばなりません但し參加
引受即ち豫備支拂人の引受及び榮譽引受人に對しては此推定を生ずることは有りませぬ
何となれば參加引受人と必ず他人の爲めにするものにして其引爲を爲すは固より資金を
受取りたるものでなければなり

第八百六條 爲替資金義務者ト所持人トノ間ニ在テハ爲替手形ノ引受ニ

依リテ爲替資金ヲ供シタリトノ推定ヲ生セス

問 本條は如何なる意義理由でムりますか

答 本條之爲替資金義務者と所持人との間に關する規定なり爲替資金の事之只爲替資金義務

者と支拂人との間にある關係にして手形所持人には一切關係なきものなり故に時効に因り又は法律に規定したる行爲を怠りたるに因り爲替手形より生ずる請求權を失ひたる所持人が爲替資金義務者にして更に未だ支拂の爲替資金の請求を主張するとき假令引受人の引受ありたる場合と雖も其引受のみを以て爲替資金義務者に於て既に爲替資金を支拂たりとの推定を下すことは出来ませぬ此場合に於て手形所持人は其反語を擧げねばなりませぬ

第八百七條 爲替手形ノ支拂ヲ爲シタル支拂人ハ爲替資金ノ請求權ヲ爲替ノ原則ニ從ヒテ主張スルコトヲ得

問 本條の意義理由は如何

答 爲替資金の交付なきに支拂人が之を支拂ひたるるとき支拂人は爲替資金を爲替資金義務者に對して請求することが出来る故に支拂人が爲替資金の請求權を行ふ場合に當り所持人より受取りたる爲替手形のみを有するときにも振出人より囑托を受けたるを云ふが如き權利關係を證明するに及びませぬ爲替の原則に從ひて主張することを得とは爲替資金請求權を行ふに總て爲替の法律に依ることが出来ることを云ふ義なり而して支拂人の求むる金額は手形面記載の金額のみに止まらず併せて之を支拂ひたる日よりの利子及び其他の費用をも請求することができまする

第八百八條 支拂人ニ代ハリテ爲替手形ノ支拂ヲ爲シタル者ハ支拂人又ハ償還義務者ニ對シテ所持人ノ權利ヲ主張スルコトヲ得

問 支拂人に代はりて爲替手形の支拂を爲す者何人でありませぬか

答 支拂人に代はりて爲替手形の支拂を爲す者は通例榮譽支拂人なり而して榮譽支拂人の外に支拂人に代はりて支拂を爲す者は裏書讓渡人なるへし裏書讓渡人は其償還請求の費用を免はんが爲め自ら支拂を爲すことわり此等の支拂人に代はりて支拂を爲したる者總て手形所持人の權利を主張することが出来ませぬ而して所持人の權利を主張するに付て所持人の爲すべき義務を履行すべきものなるは固より當然の事なり

第八百九條 振出人及ヒ裏書讓渡人ハ爲替資金ヲ供シタルモ爲替手形ノ引受及ヒ支拂ニ付キ連帶ノ責任ヲ免カルコトヲ得然レトモ其責任ハ別枚ノ契約ヲ以テ其契約者間ニ於テノミ之ヲ制限シ又ハ廢止スルコトヲ得

問 本條の意義理由は如何

答 本條之振出人及び裏書讓渡人の責任に係る規定なり振出人及裏書讓渡人は既に其資金を支拂人に交付したる上は最早其手形上の義務を免れたるもの、如しと雖も若し支拂人が支拂を爲さざるとき假令其資金を交付すと雖も尙ほ引受及び支拂に付キ連帶の責任を

負はねばなりませぬことは第七百十五條に於て述べたる如し故に手形所持人より償還請求を受けたるるとき之を拒むことはできませぬ是れ二重の支拂を爲さねばならぬこと
第七百八十五條に於て見たる所あり

然れとも別段の契約を以て此義務を免れ又之制限を付することができません例へば振出人
之爲替手形に無保証即ち全く償還義務を負担せずとの旨を記載するが如き償還義務を免
るゝ旨を掲げたる場合に在ては其契約者間のみ義務を免かるゝことができず

第八百十條 支拂人ハ爲替資金ヲ受取りタルトキハ勿論假令之ヲ受取ラ

サルモ振出人其他ノ爲替資金義務者ニ對シ爲替手形ノ引受及ヒ支拂ノ義務ヲ明示ニテ負擔シタルトキハ引受若クハ支拂ヲ爲ササルニ因リテ振出人其他ノ爲替資金義務者ニ生セシメタル損害ニ付キ責任ヲ負フ但此損害ニ付テノ請求ハ豫メ之ヲ支拂人ニ通知スルコトヲ要セス

問 支拂人の責任は如何なるものなりや

答 支拂人ハ爲替資金を受取りたるに否とに拘らず振出人其他の爲替資金義務者に對し爲

替手形の引受及び支拂の義務を特約して他人の振出し又は裏書したる爲替手形なりども之を引受け且つ其の支拂を爲すべきの義務を負担したるときは之に背きて引受を爲さず又之支拂を爲さるに於ては振出人又は其他の爲替資金義務者に對し生ぜしめたる損害

に付し責任を負ふに勿論であります而して此損害を要求せんと思ふときは手形不拂の場合の如く前以て支拂人に通知を爲すに及ばず

第二節 約束手形

第八百十一條 約束手形ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

第一 振出ノ年月日及ヒ場所

第二 支拂金額但文辭ヲ以テ記ス可シ

第三 受取人ノ氏名又ハ其指圖セラレタル人若クハ所持人ニ支拂フ

可キ旨

第四 満期日

第五 振出人ノ署名、捺印

問

約束手形とは如何なるものでありますか

約束手形とは一方の者より他の一方の者又は其指圖式即ち手形の讓渡人に一定の金額を一定の期日に支拂ふ可きことを約束する手形を云ふ約束手形も亦爲替手形と同く信用證券にして只其爲替手形と異なる所を爲替手形は振出人と支拂人とを異にすれども約束手形に在ては振出人が自ら支拂人と爲るものなり故に爲替手形には振出人受取人及び支拂人の三者あるを必要とすれども約束手形には振出人と受取人との二者あるのみ其他爲替

手形は此地より彼地へ金額送致すべきものなりと雖も約束手形に付ては更に此の如き條件あることなし此等の点を除くの外は總て爲替手形の規定を適用すべきものとす本條に列記する事項の如きは一々説明を要せずとも明了なり故に之を略す

第八百十二條 約束手形ハ振出人ノ指圖ニテ之ヲ振出スコトヲ得ス

問 振出人の指圖にて之を振出すとは如何

答 振出人の指圖にて振出すとは振出人を以て受取人とすを云ふ是れ何人と雖も自ら一人にて權利者と義務者とを兼ねること出來ぬは一般の原則なり故に振出人自ら支拂人たるべき約束手形を又自己の指圖にて振出すことはできぬなり是れ本條の規定ある所以なり

第八百十三條 約束手形ニ別段ノ支拂地ヲ掲ケサルトキハ展出ノ場所ニ

於テ其支拂ヲ爲スコトヲ要ス

問 本條之如何なる趣意の規定でムリますか

答 約束手形の爲替手形と異なる所を爲替手形に在て或地方より或地方へ現金の送達に換ゆる所の便宜法を以て其性質とすれども約束手形に在ては其支拂地を別段に記さぬとす之振出しの場所を以て其支拂を爲すことを要します若し振出の場所外に於て支拂をしませるときは住所手形の名稱とします

第八百十四條 約束手形ノ振出人ハ其展出ニ因リテ満期日ニ支拂ヲ爲ス

義務ヲ負擔ス

振出人ニ對シテ爲替權利ヲ保全スルニハ引受ナモ支拂ノ爲メノ呈示ヲモ拒證書ノ作成ヲモ要スルコト無シ然レトモ一覽後定期拂ノ約束手形又ハ他所拂人ヲ掲ケタル約束手形ニ在テハ其振出人ニ關シテモ第七百三十五條及ヒ第七百七十八條ノ規定ヲ適用ス

問 本條は如何なる意義理由ありや

答 爲替手形の支拂人をして支拂の義務を負担せしむるに之其支拂人の引受を得ざるべからずと雖も約束手形の支拂人は自から振出人あるか故に之を振出したるときは即時に支拂の義務を負担するものとす是れ即ち手形金額を支拂ふべきことを約定したるものにして別に引受又は呈示等の手續を尽すに及ばず當然満期日支拂の義務を生ずるものとす然れども一覽後定期拂の約束手形及び他所拂人を掲げたる約束手形に在ては第七百三十五條及び第七百七十八條の規定を適用す

第八百十五條 右ノ外爲替手形ニ關スル規定ハ性質上牴觸セサルモノニ

限リ約束手形ニモ之ヲ適用ス

問 性質上約束手形に牴觸せざるものは如何

答 性質上約束手形に牴觸せざるものは前數條に於て明示したるもの等にして其他手形に

通則なる一般の規定之前節爲替手形に關する規定に従ふべきものとす爲替手形と約束手形とは大同小異なるが故に法律と此二者の性質に於て抵觸するものと格別なれども其他のものは爲替手形に關する規定は之を約束手形にも適用すべきものなることを規定せり

第三節 小切手

第八百十六條 小切手ハ寄託其他ノ方法ニ依リ銀行ニ對シテ繼續スル信用ヲ有スル者カ其銀行ニ依頼シ之ヲシテ記名セラレタル人又ハ指圖セラレタル人若クハ所持人ニ呈示ヲ受ケ次第或ル金額ヲ支拂ハシムル證券タリ

問 小切手は如何なる性質のものでありますか

答 小切手と即ち甲者が銀行に對し或る金額を預けかき其人の信用を以て銀行は之を保管し又之其人の信用に依て銀行は此小切手に記名されたる乙者又は甲者より指圖されたる丙者が又は此小切手を所持する丁者か之を持參して呈示をなすとさし且ちに記入してある或る金額を支拂はしむる證券であります

右の如きものなるを以て振出人は寄託其他の方法に依り銀行に對して繼續する信用を存するものでなければならず又支拂人と必ず銀行でなければならず又満期日に付ては一定の期間を設けることとせしめざるを要せず之を一覽拂となし且其切手の呈示を受け

次第支拂人に於て直ちに支拂を爲さねばならぬものとしませぬ

第八百十七條 小切手ニハ年月日ヲ記シ振出人署名、捺印ス可シ又小切手ハ一覽拂トスルニ非サレハ之ヲ振出スコトヲ得ス其他銀行ト明示又ハ黙示ニテ約定シタル振出ノ方式ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス

問 本條の意義理由如何

答 本條は小切手に記載すべき事項と振出の方法を規定したるものなり

小切手に年月日を記せざるへからず此年月日を記するは手形を振出したる時に於て振出人が銀行に對して信用の有無を知るの必要なるものなり又振出人の署名捺印すること一覽拂にあらざれば振出すことはできません若し此記載なきとき全く無効に属す其他銀行と明示又ハ黙示にて約定したる振出の方式は之を遵守せねばならずませぬ

第八百十八條 小切手ハ裏書ヲ以テ之ヲ轉付スルコトヲ得若シ裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ以テ裏書讓渡ヲ爲シタルトキ又ハ無記名式ニテ振出シタルトキハ交付ニ因リテ之ヲ轉付スルコトヲ得

問 本條如何なる意義理由ありや

答 本條は小切手の轉付に關する規定あり小切手と裏書即ち指圖式にて振出すときは之を轉付し即ち譲渡することができず若し裏書讓渡人の署名捺印のみを以て裏書讓渡を爲した

るときは即ち最終の所持人之に記名する方法を以てしたるとき又は無記名式にて振出したるときは唯小切手を交付するのみに依りて轉付することができません

第八百十九條 小切手ハ引受ヲモ拒證書ヲモ要スルコト無シ又小切手ハ日附後三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹ル

小切手ハ同地内ニ於テハ日附後五日内又振出地ト支拂地ト同シカラサルトキハ十日内ニ其支拂ヲ請求ス可シ

問 本條は如何なる意義理由なりや

答 本條ハ小切手の引受及び拒證書に關する規定あり小切手之爲替手形の如く支拂人即ち銀行の引受を要せず即ち引受を受くることなしと雖も通例銀行之振出人に對しての債務者なるを以てあり又爲替手形の如く拒證書を要することなし是れ拒證書不拂の事實を公證するに在れ小切手に於ては不用の方式あり又小切手は容易に隔遠の地に流通するものにあらざれけり又小切手は日附後三ヶ年を以て時効に罹るものとす小切手には別段満期日を定むることなく総て一覽拂にして何時にても呈示は受け次第に支拂へべきものなるが故に其時効の起算は之を振出の日より起算す

小切手之同地内に於て之日附後五日内又振出地ト支拂地ト同シからざるときは十日内に其支拂を請求す可シ

第八百二十條 呈示ノ上ニテ支拂ヲ受ケサルトキハ同地内ニ於テハ日附

後十日内又振出地ト支拂地ト同シカラサル場合ニ於テハ二十日内ニ所持人ハ裏書讓渡人若クハ振出人ニ對シ裏書讓渡人ハ其前者若クハ振出人ニ對シ償還請求權ヲ有ス但右ノ期限ヲ過キタルモ裏書讓渡人カ請求ヲ受ケタル翌日ニ爲シタル償還請求ハ有効ナリ

振出人ニ對シテハ振出人カ信用ヲ有セス又ハ信用ヲ消盡シ又ハ依頼ヲ取消シタルトキハ右期間ノ滿了後ト雖モ償還請求權ヲ有ス

振出人ハ争アル場合ニ在テハ其小切手帳及ヒ通帳ヲ裁判所ニ差出ス義務アリ

問 本條は如何なる意義理由なりや

答 本條ハ小切手不拂の場合を規定したるものなり小切手所持人に於て小切手を呈示したるを支拂を受けざるときは同地内に於ては日附後十日内又振出地ト支拂地とを異にする

さし二十日内に所持人ト裏書讓渡人若クハ振出人に對シ裏書讓渡人は其前者即ち前裝書讓渡人に對し償還請求權を有し但し右の期限を過ぎたるも裏書讓渡人振出人に對してと振出人が信用なく又ハ信用を失ふるとき又ハ銀行に對する小切手支拂の依頼を取消れるが如きときは右期間の滿了後ト雖も償還請求權を有するものなり

振出人をして其争ある場合に於て小切手帳及通帳を裁判所に差出すの義務ありとす

第八百二十一條 振出人又ハ所持人ハ小切手ニ横線ヲ附シ其横線内ニ特ニ銀行ノミニ支拂フ可キ旨ヲ記載スルコトヲ得

問 本條は如何なる意義理由でムりますか

答 振出人又ハ所持人は小切手の券面に横線を畫して其横線内へ特に銀行のみにて支拂ひを爲すべき旨を記載することが出来ます

第八百二十二條 小切手ハ支拂金ヲ受取ル時受取證ヲ記シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

問 本條は如何なる規定なりや

答 本條は小切手を指出して支拂を受くるるとき之を引換に小切手に右支拂を受取りたる証を記載して銀行へ渡すこととします

第八百二十三條 日附ヲ爲サス若クハ虚偽ノ日附ヲ爲シテ小切手ヲ振出シ裏書讓渡シ若クハ之ニ受取證ヲ記スル者又ハ日附ナキ小切手ヲ受取り支拂ヒ若クハ之ニ受取證ヲ記スル者又ハ相當ノ信用ナクシテ小切手ヲ振出シ若クハ正當ノ理由ナクシテ依頼ヲ取消ス者ハ小切手金額ノ百分ノ十ノ過料ニ處ス若シ刑法上ノ刑ニ處ス可キ行爲アルトキハ併セテ

其刑ニ處ス

前項ノ過料ニ付テハ第二百六十一條第一項ノ規定ヲ適用ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 本條は小切手を取引なす方式に違ひたる場合の處分法を規定したるものでムります而して只取引上の方式に違ひまするばかりにして刑法上に觸るゝ行爲あるでなければ若し第二百六十一條第一項の規定とは過料の辨別は業務擔當の任ある社員取締役又ハ清算人連帶して其責任を負ふものとしす

問 信用なくして小切手を振出し若クハ正當の理由なくして依頼を取消すとは如何なる場合を云ひますか

答 信用なくして振出すとは即ち銀行へ拂込み等のなきものが小切手を發行するを云ひます正當の理由なくして依頼を取消すとは即ち一旦銀行に依頼したるものを故なく取消し所持人に損害を加ふるを云ひます

商法破産法之部

商法

第三編 破産

第一章 破産宣告

第九百七十八條 商ヲ爲スニ當リ支拂ヲ停止スル者ハ自己若クハ債權者ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ依リ裁判所ノ決定ヲ以テ破産者トシテ宣告セラル但此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
前項ノ決定ハ口頭辯論ヲ要セスシテ之ヲ爲スコトヲ得

問 破産とは如何なることをいひますか

答 破産とは商人が取引上の債務に付き支拂を爲すことの出来ぬ様になりたるをいひます停止すとは支拂を中止すると同一の意義にして資産が傾きて到底支拂を爲すことができぬ場合のみを謂ふではありませぬ故に資産は缺乏を告げすと雖も若し之を利用することができぬ爲めに一時の支拂に差支を生じたるときも亦支拂を停止したるものなり又停止とは支拂を爲さんとす欲るも爲すことができずして之を停止するをいひます故に只支拂を停止して之を爲さざれば破産たりといふにあらず本條には商を爲すに當り支拂を停止する

者は自己若くは債権者の申立に依り或て裁判所の職権に依り裁判所の決定を以て宣告するものにして即ち破産の言渡を爲すなり但此言渡即裁判決定に對しては即時抗告を爲すことが出来る又破産の決定は口頭辨論を要せずして之を爲すことが出来る

第九百七十九條 支拂停止ハ其停止ヲ爲シタル本人ヨリ又會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役又ハ清算人ヨリ支拂停止ノ日ヲ算入シテ五日内ニ其營業所又ハ住所ノ裁判所ニ書ヲ面ヲ以テ又ハ口述ヲ調書ニ筆記セシメ之ヲ届出ツ可シ此届出ニハ支拂停止ノ事由ヲ明示シ及ヒ貸借對照表並ニ商業帳簿ヲ添フルコトヲ要ス

第一 總テノ動産、不動産其他債權ノ列擧及ヒ價額

第二 總テノ債務

第三 利益及ヒ損失ノ概要

第四 毎月ノ一身上ノ費用及ヒ家事費用ノ支出額

問

此條の規定は如何なることでムリますか

答 此條の規定は如何なることでムリますか
支拂停止の届出を規定する條文にて支拂を停止したる時は本人より又會社は其業務を擔當する社員又ハ取締役又ハ清算人より支拂停止の日を算へ入れて五日の内に其營業所又

は住宅を管轄する裁判所に書面又は口頭陳述を調書に筆記させて之を届出で又其届書に如何故に停止を爲したるか其事柄を詳かに記し且貸借對照表を商業帳簿に添へて出すことを要します何故なれば此帳簿類は債額の多少損益の如何を調ふる爲めでムリます
貸借對照表に左の諸件を含んであることを要します

第一 總テの動産不動産其他債權の種類及び其價額を盡し掲ぐること

第二 總テの債務

第三 利益と損失の概要

第四 毎月調の一身の入り費と家内の費用に支出せし額

第九百八十條 破産決定書ニハ左ノ諸件ヲ包含ス

第一 支拂停止ノ日時但此日時ハ後日裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二 破産主任官及ヒ一人又ハ二人以上ノ破産管財人ノ選定

第三 破産財團ノ保全ニ必要ナル處分ニ付テノ命令

第四 破産者ノ債務者又ハ財團ニ屬スル物ノ占有者ニ對スル拂渡差押ノ命令

第五 破産者ノ總債權者ニ對シ其請求權ヲ短クトモ三個月長クトモ

六個月ノ期間ニ破産主任官ニ届出ツ可キ旨ノ催告

第六 調査會ノ期日及ヒ債權者集會ノ期日ノ指定

第七 破産宣告ノ日時

破産決定書ハ之ヲ檢事ニ送致ス可シ

問 本條は如何なる事件の規定ありや

答 本條は破産決定書に包含すへき請件を規定せり前條に於ては破産は裁判所の決定を以て

宣告すべき旨を掲げたり本條は其決定書に掲ぐる事項を列擧し未項に其決定書を檢事に

送致す可き旨を定めたるものなり第一より第七に至る事項は決定書に掲ぐる事項なり第

一に支拂停止の時期とは支拂停止を爲したる日時を謂ひます此日時を掲ぐるは法律上の

破産の効力は此時を以て生ずるものあるが故なり但し此日時は後日に裁判所の決定を以

て之を定むることができず第二破産主任官と裁判官中破産に係る處置命令を擔任す

る者あり破産管財人と破産主任官の監督を受けて破産の財産を管理するものなり第三

破産財團の保全に必要な處分とは第十二條の如き破産者の動産に封印を爲し又は破産

者を拘留する等を謂ひます破産債權者に對する催告と身代限規則に於て定めたる債務

者に對して命殺其他の取引ある者は六十日以内に訴出づ可しと云へる揭示に異なることあ

し此等の破産決定書に記載すべき事項に付て一々説明するを要せず

破産決定書を檢事に送致するは檢事は公益を保護するの任あるものなり

第九百八十一條 破産宣告ハ即時ニ裁判所ノ揭示場並ニ破産者ノ營業場

ニ貼附シ及ヒ其地ノ新聞紙ニ載セテ之ヲ公告スルコトヲ要ス其宣告ハ

假執行ヲ爲スコトヲ得

問 破産宣告の公告法は如何

答 破産宣告は即時に之を爲すものは衆人の利害に關するものにして其決定書に記載したる

事項を債權者に告知するの外世人をして破産者と將來取引を爲さしめぬ様注意したるも

のなり遠隔の地に住居する債權者は破産の宣告を知らぬこと間々あり此場合に於ては破

産者の分配するるとき破産の宣告ありたることを知りたる債權者のみ其利益を得て之を

知らぬ者に至ては遂に其分配に與かることなきが如きことあるべし破産以前にある債權

は上に述べたる如くにして又破産宣告の日より以後は破産者の爲したる支拂其他總ての權

利行爲及び破産者に爲したる支拂は相手方に於て其事情を知らざりしときと雖も當然無

効に關す

破産宣告は假執行を爲すことを得と爲せり是れ裁判所の破産宣告の決定に對しては即時

抗告を爲すことが出来る然れども其抗告の爲めに宣告の執行を停止するときは債權者を

害するの恐あるを以てなり

第九百八十二條 破産者ノ財産ヲ以テ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ラサルトキハ前條ノ手續ヲ除ク外其後ノ手續ヲ停止ス其手續ノ停止ハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

然レトモ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ル破産者ノ財産アルコトヲ證明スルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ即時其手續ヲ再施ス

破産手續ノ停止ハ其繼續スル間ハ第千四十九條ニ掲ケタル効力ヲ有ス

問 破産手續を停止すとは如何なることでムリですか

答 破産者の財産が破産手續即ち支拂停止の届より破産宣告に至るまで破産手續を爲し其費用を償ふこと尚足らぬときノ破産宣告の手續を除く外其後の手續即ち破産宣告と假執行を命ぜられ之を抗告することは出来ませぬ若し破産手續の費用を償ふことが出来る旨を證明すれば又其手續を施行することが出来る規則を本條に定められたものでムリです

第九百八十三條 破産主任官ハ總テノ破産手續ヲ指揮シ及ヒ監督スルコトヲ要ス其命令ハ假執行ヲ爲スコトヲ得然レトモ此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 破産裁判所に抗告することを得とは如何なる場合でムリですか

答 破産主任官の總ての破産手續を指圖し又は是が取締を爲す職務にて破産者に對して義務

の假執行を命ずることが出来ませぬ破産者に於ては此命令に服従せずして抗告することが出来ぬ場合を申す

第九百八十四條 檢事ハ職權ヲ以テ破産者ノ罰セラル可キ所爲ノ有無ヲ搜查シ且此カ爲メ取引帳簿其他ノ書類ノ展閱ヲ求ムルコトヲ得

問 本條は如何なる規定でムリですか

答 此條件は即ち檢事の職務上の權理を規定するものにて檢事は職權を以て破産者が罰を被るべき所爲譬へば財産差押を逃れんが爲め財産を藏匿し又は帳簿の記入を變更する等の有罰の爲の有無を探索して之が爲めに取引帳簿其他の書類を取調べる爲に求むることが出来ませぬ

第二章 破産ノ効力

第九百八十五條 破産宣告ニ依リ破産者ハ破産手續ノ繼續中自己ノ財産ヲ占有シ管理シ及ヒ處分スル權利ヲ失フ

破産宣告ノ日ヨリ以後ハ破産者ノ爲シタル支拂其他總テノ權利行爲及ヒ破産者ニ爲シタル支拂ハ當然無効トス

破産者ノ動産不動産ニ關スル訴及ヒ執行ハ特リ管財人ヨリ又ハ管財人ニ對シテ之ヲ起シ又ハ繼續スルコトヲ得

問 破産の効力とは如何なるものでありますか

答 破産宣告の効力と只債務者の財産處分権に及ぶのみにして其一身上の権利に關せず故に破産者之破産手續の繼續中自己の財産を占有し管理し及び處分する權利を失ふ而して其權利は當然破産者管財人に於て之を行ふべきものとす

第二項之破産宣告者が破産宣告の日より以後は破産者の爲したる支拂其他總ての權利行為及び破産者に爲したる支拂は當然無効とす

又破産者之訴訟の能力をも失ふが故に破産者の動産不動産に關する訴訟及び其執行は管財人より之を爲し又は管財人に對して之を起し又己に起訴したるものなれば管財人之之を繼續することができません

第九百八十六條 破産者ノ營業ノ用ニ供スル動産ニ對シテ不動産賃貸ノ爲メニスル強制執行ハ三十日間之ヲ猶豫ス但賃貸人カ其賃貸物ヲ取戻ス權利ヲ有スルトキハ此限ニ在ラス

問 本條は如何なる意義理由あるや

答 本條は強制執行に關する猶豫期限を規定せり破産者に賃貸したる物品の貸主其賃貸料を受取らぬ爲め損害を被ふるが故に破産者の一身上の需用に供する物品即ち日常の飲食衣服夜具其他炊事等に用らるる道具を除くの外は總て營業上に用ふる動産に對して強制執行

を爲し以其賃貸料を得せしむ民法債權者擔保編第四百七條に曰く居宅倉庫其他の建物の賃貸人は賃借人の使用又之商業の爲め此建物内に備へたる動産物に付き先取權を有すと本條に謂ふ所の不動産賃貸の爲めに強制執行を受くる動産と之即ち民法に所謂建物内の動産を指すものなり而して本條に於て之該動産中破産者の營業の用に供するものに限る三十日間其執行を猶豫せねばならぬものとするなり是れ營業上に供する物品を差押ふるに於ては即日より營業を中止せねばなりませぬ然るときは已むを得ず公賣に附せねばなりませぬ其の一人の債權者の爲めに破産者は勿論他の衆債權者も亦皆多少の損失を受くるに至ればなり然れども本條に猶豫期限を定めたるは賃貸主の抵當權を制限したるものにして若し賃貸契約が期限終了するか或は所有者の解約申込を以て其契約を解き其賃貸物を取戻すの權利を有するときは期限内と雖も強制執行を爲すことができます

第九百八十七條 各箇債權者ハ優先權ノ存スルニ非サレハ破産處分中破産者ノ財産ニ對シテ強制執行ヲ爲スコトヲ得ス

問 優先權とは如何なることを申しますか

答 優先權とは即ち先取特權にて債務者破産の場合に於ては其財産と他の債權者と分たず自分の債權に對する財産を先じて取ることの出来る權利を申す本條之此權利を持たぬ者之破産處分中に破産者の財産に對して強制執行を行ふことが出来ぬものと規定したる

條件で入りませ

第九百八十八條 辨濟期限ノ未タ至ラサル破産者ノ債務ハ破産宣告ニ依
リテ辨濟期限ニ至リタルモノトス
爲替手形ノ引受人又ハ引受ナキ爲替手形ノ振出人又ハ約束手形ノ振出
人カ破産宣告ヲ受ケタルトキハ其償還義務ニ付テモ前項ノ規定ヲ適用
ス

問 本條の意義理由如何

答 本條之辨濟期限に至らざる破産者の債務に關する規定なり

期間を附して契約を爲したる債務が未だ辨濟期限の至らぬ前に破産者の債務は破産宣告
に依りて辨濟期限に至りたる者トす其理由は債務者の破産したる場合に於て若し其債權
者中の一名又數名が其債務の辨濟期限に至らざるが爲め破産處分に加へることができ
ぬものとするときは其期限の到るを待つ間に破産宣告を受け終に其債權者は一も辨濟を
受けることができぬ様にちりまする

第二項爲替手形の引受人又は支拂の引受なき爲替手形の振出人又ハ約束手形の振出人が
破産宣告を受けたるときは手形の辨濟期限に至らざるも亦其期限に至りたるものとす

第九百八十九條 財團ニ對シテハ破産宣告ノ日ヨリ利息ヲ生スルコトヲ

止ム但抵當權質權其他ノ優先權ヲ以テ擔保セラレタル債權ハ其擔保物
ノ賣拂代金ニ滿ツルマテヲ限トシテ利息ヲ生スルコトヲ得

問 本條は如何なる意義理由なりや

答 本條は財團に係る規定なり破産宣告ありたるときは是迄利息を生せしものも其宣告の日
より破産者が所有財産即ち財團に對しては利息を生ずることを止む是れ一旦届出たる債
權が其後に生ずべき利息の爲め日々其額を異にするに於ては爲めに確定の配當案を作る
ことができずして遂に配當の期なきに至ると以てなり然れども其利息は財團に對して生
せぬばかりにして破産者其者に對して又抵當權質權の如き優先權を以て擔保せられたる
債權者は其擔保物を賣拂ひて其代價を以て辨濟せしむることが出來ます

第九百九十條 支拂停止後又ハ支拂停止前三十日內ニ破産者カ爲シタル
贈與其他ノ無償行爲又ハ之ト同視ス可キ有償行爲期限ニ至ラサル債務
ノ支拂、期限ニ至リタル債務ノ代物辨濟及ヒ從來負擔シタル債務ノ爲
メ新ニ供スル擔保ハ財團ニ對シテハ當然無効トス

問 本條は如何なる事件の規定なりや

答 本條之破産者が破産宣告前に於ける破産者の行爲が破産宣告に依りて當然無効となるべ
きものあることを示すなり是れ破産の原由する所には破産の効力を及ぼさねはなりませ

然れども破産者の行爲に由りては一概に破産の効力を及ぼすべきにあらざ故に支拂停止後又之支拂停止前三十日内に破産者が爲したる贈與其他の無償行爲又は之と同一視す可き有償行爲期限に至らざる債務の支拂期限に至りたる債務の代物辨濟等々財團に對して之當然無効とす此時間に破産者の爲したる財産の處置を無効ならしむるは財團を減じて債權者を害するに由るなり又其の無効は財團に對して生ずるものなれば破産者と其相手方なる結約者との間に於ては無効なるにあらず尙破産者が支拂停止後又は支拂停止前に爲したる所爲にして財團に對して當然無効たるべき場合を分拆して説明すれば左の如し

第一 破産者が爲したる贈與○贈與とは當事者の一方のみが何等の利益をも給せずして他の一方より利益を受くるとき即ち例へば破産者が其財産中より或る物品を無償にて他人に與ふるが如き行爲は當然無効とす

第二 其他の無償行爲は又は之と同視すべき有償行爲○前に掲げたる贈與は無償にて義務を負担するものなりと雖も本條に於て別段此一句を設けたる所以例へば破産者利益を受くることなく金圓の借用證書に署名し或は五百圓の價額ある物品を百圓にて賣拂ひ若くは其代金を取らざるが如き契約は無効なるへし

第三 期限に至らざる債務の辨濟○未だ期限に至らざる債務の支拂は破産者が一債權者と通謀して他の債權者に損を加へたるものなれば其支拂は正當なりと雖も之を無効とせねば奇りませぬ

第四 期限に至りたる債務の代物辨濟○代物辨濟と例へば米穀を以て借金の支拂に充て又之金圓の負擔を支拂ふに商品を以てするが如き是れ奇り此の如き支拂を爲すに之新に特別ある約定をせねば奇らぬものにして而して此約定之財團を變換減少し爲めに債權者に損害を加ふることあればなり

第五 従來自擔したる債務の爲めに新に供する擔保○例へば當初は無抵當の借用證書なりしを更に抵當人と改めたるが如き彼に至り擔保物を差入るゝを云ふ此場合之其新に擔保物を得たる債權者は最初の契約に因りて債權全部の要求を爲すことできぬものなるに全部の要求を爲すことができぬ利益が得られ而して此債權者の得たる擔保物は全く破産の財團外のものとなり他の債權者の損失多ければなり

第九百九十一條 前條ニ掲ケタルモノ、外債務者カ支拂停止後破産宣告前ニ財團ノ損害ニ於テ爲シタル總テノ支拂及ヒ權利行爲ハ相手方カ支拂停止ヲ知リタルトキニ限り財團ノ計算ノ爲メ之ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

然レトモ手形ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ爲替手形ヲ振出シ又ハ振出サ

シムル際支拂停止ヲ知リタル振出人又ハ約束委託人ヨリ又約束手形ニ在テハ裏書讓渡ノ際支拂停止ヲ知リタル第一ノ裏書讓渡人ヨリ其支拂金額ヲ償還スルコトヲ要ス

問 本條之如何なる意義理由なりや

答 債務者支拂を停止し未だ破産の宣告を受ける前に支拂を爲し又之權利行爲の總てが財團に損害を與へた時は支拂又は權利行爲を受けたるものが既に支拂停止になりたることを知て居れば即ち故意に爲したる所爲故之を以て財團に對し損害の爲め異議を申立るとが出来ます又手形支拂に於ても支拂停止になりたる事情を知て振出たる振出人又ハ其委託人又は約束手形に於て裏書讓渡の際其支拂停止を知たる第一の裏書讓渡人ハ其金額償還をせねば成升ぬ

第九百九十二條 有効ニ取得シタル抵當權其他合式ノ登記ニ因リテ法律

上効力ヲ有ス可キ權利ハ支拂停止後ニ在テハ其取得ノ時ヨリ十五日ヲ過キサルトキニ限り破産宣告ノ日マテ登記ヲ爲スコトヲ得

問 有効に取得したる抵當權と如何

答 有効と正當と謂ふに同じ正當に取得したるもの豈有効からざらんや本條に謂ふ所の有効に取得したる抵當權とは新に供する擔保に非ずして従前既に供したる擔保及び其他の

物件に付其登記の手續を経ぬ場合を云ふ若し登記を経ざる時は其權利の効力を失ひます何となれば只表面を装ひ權利を取得したるもの、如くして破産財團を減して他の債權者に損害を加ふるの恐れればなり故に本條之假令ハ有効に取得したる權利なりと雖も支拂停止後に在ては其權利を取得したる時より十五日を過ぎるときは破産宣告の日迄登記することを許し十五日を過ぎるときは最早其登記を爲すことを許さるなり

第三百九十三條 破産宣告ノ時ニ破産者及ヒ其相手方ノ未タ履行セス又

ハ履行ヲ終ラサル雙務契約ハ孰レノ方ヨリモ無賠償ニテ其解約ヲ申入ル、コトヲ得

賃貸借契約又ハ雇傭契約ニ在テハ解約申入ノ期間ニ付キ協議調ハサル

トキハ法律上又ハ慣習上ノ豫告期間ヲ遵守ス可シ

問 本條之如何なる意義理由なりや

答 本條之双務契約の解除に關する規定でムります破産の宣告を受けたるときは破産者に在ては各債權者に對し平等に債務を辨濟すへきものなり例へば甲者より借入れたる元利金千圓にして乙より買受けたる物品代價が千圓なる場合に於て若し甲に配當すへき金額が百圓あるときは乙に配當すへき金額も亦百圓でなければありませぬ様なものなり故に乙と破産者との賣買契約が未だ履行しませずと若くは其中一部分を辨濟せしと雖も未だ之

を終了せぬ場合に在ても矢張之が履行を全くせねばならぬとせば乙之僅かに百圓のみを受くべきを知らながら二百圓に相當する現品を引渡さねばなりませぬ之に反對して賣買を約したる物品は破産者に於て之自分に之を入用ありとして百圓の代價を以て之を買取ることを承諾せしも破産管財人に於て之全く之を無用なりとし且其價なきか故に此代價に相當する割賦額百圓の配當たも之を爲すことを欲せざる場合と雖も其物品を引取らねばならぬ様になりまする本條は此の如きことなき様に設けたる條項にして破産宣告の時破産者及び其相手方の未だ履行せず又之履行を終らぬ一部分を辨濟したる双務契約は孰れの方よりも無賠償にて其解約を申入るゝことを得雙無契約と双方共に債務者と爲り又共に債權者たるの契約にして一方の義務履行は他の一方の義務履行の原因となるものあり無賠償とは契約を解除したる爲め如何なる損害を生ずることあるも之が責任を負ふことなきなり

賃貸借契約に於て之其賃借物品を引渡したるも未だ契約の履行を終りたるものとはいふべからず賃貸人の義務は賃貸物件を引渡すばかりでなく仍は契約の期限間賃借人をして賃貸物件を利用せしむるに在り此契約は突然之を解除するに於て之忽ち一方の者困難を生ず可きを以て双方相談合して以て相當の實行期間を定むべきなり雇傭契約に在ても亦然り故に此兩契約に在て之解約申入の期間に付き協議調はぬとき法律上又は慣習上の

豫告期間を遵守すへし

第九百九十四條 契約者ノ一方ノ義務不履行ノ爲メ他ノ一方ニ於テ契約ヲ解除スル權利又ハ既ニ給付シタル物ヲ取戻ス權利ハ財團ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ス

問 本條は如何なる意義理由なりや

答 本條は前條に於て述べたる如く双務契約に於ける一方の者が既に其義務を尽したるも他の一方の者は未だ其義務を尽さずして破産宣告を受けたる場合に係るものなり契約者一方の義務不履行の爲め他の一方に於て契約を解除する権利と一方の契約義務履行は他の一方の義務履行の原因となり即ち賣買契約に於て買主に於て代價を拂ふは買ひたる物件を受取るが爲めにして賣主の物件を引渡すは買主より代價を得るが爲めなり故に若し一方に於て義務を履行せざるるときは契約の原因を缺くが故に他の一方は契約を解除する權利なり又既に給付したる物を取戻す權利と之前の例にて賣主未だ買主より代價を得ずして賣買物件を引渡したるときは其物件を取戻す權利なり此の權利を財團に對して行ふて其全部を要求するとき其財團之獨此者の利益とあり他の債權者を害するに至るべし故に本條第二項の設ある所以なり

第九百九十五條 相殺ノ權利アル債權者ハ期限ニ至ラサル債權又ハ金額

未定ノ債權ト雖モ財團ニ對シテ其効用ヲ至サシムルコトヲ得
債權カ支拂停止後ニ生シ又ハ取得シタルモノナルトキハ支拂停止ヲ知
リタル場合ニ限り相殺ヲ許サス

問 本條の意義理由は如何

答 本條ノ相殺に關する規定ナリ相殺の權利ある債權者云々と例へは破産者より買取たる
品代金百圓之既に支拂期限に至り而して破産者に貸渡したる金百圓之未だ返済期限に至
らざる場合に在て若し此相殺を行ふことができぬとせば双方互に同一の債權を有するに
も拘はらず破産者に對して之現に百圓を辨濟し而して破産者よりは僅に一分の配當を受
くるに過ぎざる可し本條は如斯き不都合なき様に相殺の權利ある債權者は期限に至らざ
る債權又之金額未定の債權と雖も財團に對して其契約の効力を致さしむることができ
る例外を設けたるものなり

債權が支拂停止後に生じ又取得したるものなるときは云々とは債權が支拂停止後に至
り始めて破産者より債權を得たる云ふ又取得したるものなるときは支拂停止前に既に
生じたる債權あるも相手方が自己に之を取得したるは支拂停止後に在るとき即ち支拂停
止後に他人より讓受たる債權を云ふなり

第九百九十六條 債權者カ債權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ爲シタル權

利行爲ハ相手方カ情ヲ知リタルトキニ限り其日附ノ如何ヲ問ハス之ニ
對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

問 異議を申述ぶることを得る理由は何故でムりますか
答 債權者が債權者に損害を與へ己を利せんと計りて爲したる權利行爲を不正なることを債
權者が知らざれば異議を述べるとを得ざれども之を知りたる時は何時ありと辨せず不正
あるとを主張し異議を申立つるとが出来ます

第三章 別除權

第九百九十七條 債務者ノ動産又ハ不動産ニ對シテ抵當權質權其他ノ優
先權ヲ有スル債權者ハ財團ヨリ先ツ辨償ヲ受ケタルニ非サレハ其擔保
物ノ賣拂代金ヨリ費用利息及ヒ元金ノ支拂ヲ受クル爲メ別除ノ辨償ヲ
請求スルコトヲ得若シ其賣拂代金ノ剩餘アルトキハ買主之ヲ財團ニ拂

込ム可シ

問 別除權とは如何なるものを申すか
答 別除權とは取除の權にして即ち優先權等に依りて債務辨償の爲め別に取除きて義務執行

を求むる權を申す即ち債務者の動産不動産に對して抵當權質權其他優先權のある債權
者は其財團より辨償を受けざる時は擔保物を賣拂ひ其代金より元金利息費用等を請求

ずるものは即ち別除権でムリです
普通の債権者は平等の割合に依り及び同一の時期に於て財團より配當を受くるものあり
と雖も本條に掲げたる特種の債権者は或る物品の價額を限として普通債権者に先ち特別
に辨濟を受くることができるとす

第九百九十八條 優先権及び其順序ハ民法及ヒ特別ノ法律ニ依リテ定マ
ル

問 優先権の順序と如何なることを申すか
答 是れ民法又ハ特別法にて定むるもので權理執行の順序例之へば公けの先取即ち訴訟入費
を第一に扣除し之に次で私權即ち債主權の執行と爲すと云ふ如きを順序と申すことでム
ります

第九百九十九條 優先権ヲ有スル者其擔保物ノ賣拂代金ヨリ完全ナル辨
償ヲ受ケサルトキハ其未濟ノ債權ハ他ノ債權者ト平等ナル割合ヲ以テ
財團ニ對シテ之ヲ主張スルコトヲ得

問 此條の規定は如何なる場合を申すか
答 爰に第九百九十七條の場合に於て擔保物賣拂代金を以て別段の辨償を受くると雖も未
だ盡く辨償を受けざるときは其支拂の濟まざる債權は他の債權者と共に一樣に財團に向
て請求し得ることを規定したるものでムリです

第一千條 債務者カ其支拂停止後ニ遺産ヲ取得シタルトキハ遺産債權者及
ヒ受遺者ハ遺産トシテ仍ホ現存スル遺産物ヨリ又ハ未ダ債務者ニ支拂
ハレサル遺産ニ屬スル金錢ヨリ別除ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

問 本條の意義理由は如何
答 本條は遺産債權者及び受遺者の別除權に係る規定なり
債權者が其支拂と停止せし後に遺産を受取るときは遺産債權者又ハ遺産の受取人は遺
産として現在ある處の遺産物よりハ之價付者が未だ受取らぬ遺産なる金額より別除の辨
償と受けることが出來ます何んとなれば破産者に對して支拂停止後に無償ノ利益と與ふ
るとも財團に對して無効となる故でムリです

第一千一條 破産者ノ財産ニシテ民事訴訟法ニ從ヒ強制執行ノ爲メ差押エ
ルコトヲ得サルモノハ之ヲ財團ニ加ユルコトヲ得ス但債權者ニ優先權
ノ屬スルモノニ付テハ第九百九十七條ノ規定ニ從フ

問 強制執行の爲め差押へることを得ざるものと如何なるものでムリです
答 衣服寝具家具厨具等のものが債權者の家族に必要なものか又は技術者労働者職工等の
營業上の器具等總て民事訴訟法第五百七十九條の規定のものは財團に加へることと出來

まぜぬ併し債権者の優先権に屬するものは第九百九十七條の規定に従ふことと定めます

第四章 保全處分

第一千二條 裁判所ハ破産宣告ト同時ニ債務者ノ動産ノ封印ヲ命ス

會社ニ在テハ連帶無限ノ責任ヲ負ヘル總社員ノ財産ニ對シテ右ノ處分

ヲ行フ

問

保全處分と如何なる處分を申しますか

答

保全處分とは破産者又は他人が破産財團を移轉し又隠匿し債権者に損害を加へざらしむる保護の處分をいひます破産者は財産を處分するの權を失ひ其權利は總て之を無効と爲すものなれども實際に在ては財産を處分し或は其財産を陰匿することあるを以て裁判所は此等其財團を減損する行爲を防止する爲め破産宣告と同時に債務者の動産の封印を命じます且つ取締の爲め債務者を一時拘留して其罪を免れしむる等の處分を行ひます會社に在て右の處爲あるときは連帶無限の責任を負ふ總社員の財産に對して右の處分を行ひます

以上の處分破産宣告後に之を爲すも機を失ひて爲めに弊害を防止することができぬ場合あり故に破産宣告前に於ても此方法を行ふことを得るものなり

第十三條 破産者カ逃走シ若クハ其財産ヲ隱匿スルノ虞アリト認ムルト

キハ裁判所ハ其監守ヲ命スルコト得

會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ニ對シテ右ノ處分ヲ行フ

破産者ハ裁判所ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其住地ヲ離ルルコトヲ得ス又裁判所ハ何時ニテモ破産者ノ引致ヲ命ズルコトヲ得

問

本條の意義理由如何

答

本條は前條の保全處分にて破産者が逃走し又は財産を隠匿するの虞ありと認むる場合の處分法なり破産者が逃走し若くは其財産を隠匿するの恐わりと認めたるるとき前條に於て述たる如く破産者に於て愈不止の所爲を行ふものと認めたるるとき債権者の申立の有るに否に係らず裁判所は動産の封印及び債権者の即時拘留若くは監守を命ずることを得

本條第二項は前に既に觀たる所なり故に今之を畧す
破産者右の行爲あると否とに拘はらず裁判所の許可を受くるに非ざれば其住地を離るゝことを得ず又裁判所之住所を離れたると否とを問はず逃走せんとするの恐あるるとき何時にても債務者を引致せしむることを得既に引致するに至らば頗る嫌疑する所あるものなれば直ちに拘留に處するなり

第十四條 管財人カ破産者ノ財産ヲ財産目錄ニ載セ且之ヲ占有シタルト

キ又ハ監守ノ事由最早存セサルトキハ裁判所ハ其決定ヲ以テ破産者ヲ
釋放ス可シ然レトモ破産者ヲシテ裁判所又ハ管財人ノ呼出ニ應シ何時
ニテモ出頭ス可キ爲メノ擔保ヲ供スル義務ヲ負ハシムルコトヲ得
取上ケタル擔保ハ之ヲ財團ニ歸セシム

問 本條如何なる意義理由なりや

答 本條は債務者を釋放する場合に係る規定あり管財人とは破産者の財産を裁判所
の命に依り管理する者を云ふ管財人が最早破産者の財産を財産目録に載せ且之を占有し
て破産者が手を着る能はざるに至るとき又は裁判所が監守するの事由が最早存せざると
きは裁判所之其決定を以て破産者の拘留を釋放すべし

然れども破産者をして裁判所又ハ管財人の呼出に應し何時にても出頭すべき爲の擔保を
供する義務を負ハシむることを得是れ裁判所の見込に依るものにして必ず擔保を供せし
むと云ふにわらず彼の刑事の保釋金の如きにあらず

右の如く裁判所の意見を以て一旦取上たる擔保は之を財團に入るものとす

第一千五條 管財人カ債務者ノ財産ヲ財産目録ニ載セ且之ヲ占有シタルト
キハ直チニ其封印ヲ解ク可シ

第一千一條ニ依リ財團ニ加フルコトヲ得サル物及ヒ財團ノ爲メニスル即

時ノ換價又ハ繼續利用ヲ封印ノ爲メ妨ケラル、物ニハ封印ヲ爲サ
ルコトヲ得此等ノ物ハ直チニ財産目録ニ載セ管財人之ヲ占有スルコトヲ

要ス

債務者ノ商業帳簿ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ且其帳簿ノ現状ハ破産主
任官之ヲ認證ス

特ニ高價ナル物ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ又ハ一時之ヲ裁判所ニ引取
ルコトヲ得

問 本條の意義如何でムリますか

答 爰には管財人の所爲を規定するものにて管財人は債務者の財産を財産目録に記載し一旦
其財産を管理の爲め占有し且直ちに其封印を解くべきことを定めたるなる又財團に加へ
ることを得ざる物及び財團を組むに物品を金銭の價額に換へること又ハ封印を繼續して
強制履行を逃るゝか又は封印のまゝにては妨げある場合にハ封印を解くことを得
ます又管財人に破産者の商業帳簿を引渡しますが其前に破産主任官は其現在の記載を認
めたる證明をいたします又別段に高價なる物品は管理の爲め即時に管財人に引渡すか又
之裁判所にて之を保管致すことを定たる條件でムリます

第一千六條 破産者ニ對シテ債務ヲ負ヒ又ハ財團ニ屬スル物ヲ占有スル者

ハ其支拂又ハ交付ヲ管財人ニノミ爲ス可キコトヲ拂渡差押ノ命令ヲ以テ催告セラレタルモノトス

別除權ヲ行ハント欲スル者ハ其旨ヲ管財人ニ申出ツ可シ若シ管財人ヨリ其物ノ評價ヲ爲サンコトヲ求ムルトキハ之ヲ承諾スルコトヲ要ス
債務者ニ宛テタル電信、書狀其他ノ送達物ハ之ヲ管財人ニ交付ス可シ
其管財人ハ開封ノ權ヲ有ス然レトモ其旨趣カ財團ニ關係ナキトキハ管財人ヨリ債務者ニ引渡スコトヲ要ス

破産裁判所ハ此カ爲メ郵便局、電信局其他ノ運送取扱所ニ必要ナル命令ヲ發ス可シ

問

本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答

本條は保全處分ほぜんじゆふぶんに關する規定なり破産者の債務者又ハ財團さいだんに屬する物を占有せうゆうする者其支拂又ハ交付を管理人に爲すべきことに付き拂渡差押の命令ありたるときは此命令を以て債務者受託者に其旨を促告したるものとす是れ財團に屬する物品ハ破産者の許にありずして他人の占有せうゆうする所とありあるを以て封印ふういんをすることはできませぬ故に拂渡差押の命令を以て封印に代ふるなり
別除べつじゆの辨償べんじやうを請求せいきうするを得べき權ある者は四ら其擔保物の賣拂代金うりばいだいぎんを以て自己の債權さいけんに

充つることを得へしと雖も破産管財人は破産財團中より該債權を辨償べんじやうして之が擔保物と受戻うりかへす可き權利あるが故に先以て其旨を管財人に申出てるの義務あるものとす若し管財人より其物品の評價を爲さんことを求めたるときは別除權を行ふ者は必ず之を承諾せねばなりませぬ

本條第三項郵便電信局ハ特別の法律命令に依り送達そうたつすべき物品は必ず其名宛人に引渡すへき義務ありと雖も破産處分中ハ此の義務の履行を停止して其送達物は管財人に引渡さねばなりませぬ是亦財産保全に付き必要なる手續であります
破産裁判所は破産者の財團を保全する爲め右郵便電信局等へ必要なる命令を發することが出来ます

第七條 破産主任官ハ破産者及ヒ其家族ニ財團ヨリ給養ノ扶助料ヲ與フルコトヲ得

問

本條規定の意義理由は如何

答

破産者に於て自ら營利の業を行ふこと能はず他より扶助を受くること能はざる場合に於て破産者及び其家族の生活を保たしむるの方法に係る規定あり如此の場合に於て破産主任官は債務者の生活に必要な扶助料を財團より與ふることを得べし

第五章 財團ノ管理及ヒ換價

第一千八條 各裁判所管轄區ニハ職務上義務ヲ負フ可キ破産管財人ノ名簿

ヲ備置キ破産裁判所ハ各箇ノ場合ニ於テ其名簿中ヨリ管財人ヲ選定ス

問 財團の管理及び換價とは何を申すか

答 財團管理とは破産管財人が職務上義務として破産者の財産を管理を云ひ換價とは財團中

の物件を金錢の價に評定して金錢に換ふるを申します

問 各箇の場合に於ては管財人を選定すとは如何なる場合を申すか

答 破産管財人は最初より若干人を選び其名簿を調成し置き破産者のある毎に其名簿の中よ

り選出し財團管理を命ずるものでムります

第一千九條 管財人ノ勤勞ニ對スル報酬ハ財團ヨリ第一ニ之ヲ支拂ヒ其額

ハ破産裁判所之ヲ定ム

問 此條如何なる規定でムりますか

答 管財人の勤勞即ち財團の管理等の骨折に報酬するには財團中より第一に之を支拂ひ其額

ノ破産裁判所にて定むるものと規定した條件でムります

第一千十條 裁判所ハ何時ニテモ管財人ヲ易ヘ又ハ他ノ管財人ヲ加フルコ

トヲ得

問 本條は如何なる場合を規定いたしますか

答 管財人の行爲に付ては裁判所は管財人を易へ又ハ他の管財人増をすことが出来る旨を規

定したものでムります

第一千十一條 管財人ハ其行爲ニ付テハ代理人ト同一ノ責任ヲ負フ若シ管

財人二人以上アルトキハ共同ニ非サレハ行爲ヲ爲スコトヲ得ス但破産

主任官カ或ル行爲ニ付キ各箇ニ特別ノ委任ヲ與ヘタルトキハ此限ニ在

ラス

ヲス

問 本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條ニ管財人の負ふべき責任を規定せり管財人ハ其行爲に付ては代理人と同一の責任を

負ふ者あり而して代理人は本法第三百四十一條に所謂代理人ハ委任を行ふ際主として注意

を爲す義務あり又民法には代理人ハ委任事件を成就せしむることに付て之善良なる管理

人たる注意を爲す責に任すと云ふか如き管財人も亦如此くならざるべからず

管財人二人以上あると云ふ二人共同するにあらざれば管財人の行爲を爲すことを得ず故に

一人にて行爲を爲したるときは其行爲は無効なるべし

然れとも破産主任官は其見地に依り各管財人をして事務を分擔せしむるの權あり例へば

甲管財人に之某の事件を委ね乙管財人には某事件を行はしむると云ふか如し

第一千十二條 管財人ハ破産宣告後即時ニ財團ヲ占有シ且其管理及ヒ換價

ニ著手スルコトヲ要ス管財人ハ其執務ノ爲メ破産者ノ補助ヲ求ムルコトヲ得破産主任官ハ此カ爲メ破産者ニ報酬ヲ與フルコトヲ得

問 法文の意義理由は如何

答 本條は管財人の職務に係る規定あり管財人ハ破産宣告ありたる後は直ちに財團を占有

して他人に處分せしめず且つ其管理を爲し及び財團中の物件を賣却して代價に爲す等お着手することを要す

管財人は破産者をして其執務を補助せしむることあり是れ管財人の事務を取扱ふに便ならしめんが爲めあり而して破産主任官は破産者の助補を受けたるときは之に報酬を與ふることを得

第一千三條 管財人ハ破産主任官ノ監督ヲ受ケ且其指揮ニ從フ義務アリ

若シ管財人ノ行爲又ハ決斷ニ對シテ異議ヲ述フル者アルトキハ破産主任官命令ヲ以テ之ヲ決ス此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定いたしますか

答 此條には管財人の義務及び行爲を規定したるものにて即ち管財人は破産主任官の監督を受けて且其指圖を受くる義務あるものと定められます又管財人が爲した職務の事柄に對

し又ハ其捌き方に付て異議を述べることがあるときは破産主任官は如此すべし又は斯様にすべしと命令を以て之を裁決致し尙是に對して異議ある者は裁判所に向て抗告するとか出来る旨を規定致す

第一千四條 財産目録ハ裁判所職員又ハ其地警察官吏ノ立會ヲ以テ管財人之ヲ作り若シ必要アルトキハ破産者ヲモ立會ハシム

破産者ニ屬スル總テノ財産ハ財團ニ組入ル可カラサルモノト雖モ其價額ヲ明示シテ之ヲ財産目録ニ記入スルコトヲ要ス必要ナル場合ニ在テハ其價額ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシム

財産目録及ヒ之ニ關スル調書ノ認證アル謄本ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ

檢事ハ其見込ニ因リ職權ヲ以テ財産目録ノ作成ニ立會フコトヲ得

問 管財人が財産目録調制方法は如何

答 財産目録は詳細に破産者の財産の現在額を調査するに必要なり而して之を作るには裁判所職員即ち係員又ハ其地警察官吏の立會を以て之を作るものとす是れ官吏の立會を要する所以は目録を正確明了ならしむるが爲めなり若又財産多く錯雜して明了ならざる場合に至りては破産者をして之に立會しむべし

財産目録は可成詳細に作るを要するものなれば凡て破産者に属する財産は財團に組入るゝことの出来ぬものと雖も其物品の價額を明示して之を財産目録に記入することを要す而して管財人に於て財産の價額を知ることできぬときと鑑定人をして之を鑑定さしませる財産目録及び之に關する事實狀況又は陳述等之調書に記載し其調書の謄本を公衆の展閱に供する爲め裁判所之を備ふ

檢事は其見込に因り職権を以て財産目録の作成に立會ふことができ是れ破産者に於て其財産を隠匿し又は管財人に於て破産者の財産を脱漏する等のことなきにあらざればなり

第一千十五條 破産者ニ屬セサル財産ヲ財團ヨリ取戻スコトニ係ル争訟ハ破産裁判所之ヲ裁判シ不動産ニ付テハ其所在地ヲ管轄スル裁判所之ヲ裁判ス

問 此裁判に於ては如何なる結果が出来ますか

答 財團を作成するとき他人の財産を其財團中に組入れたるときは其所有者之を取戻す爲めに其訴訟を破産裁判所にてなし又其物不動産物るときは其不動産の有土地の裁判所に訴訟を起し其裁判を受取戻をなすのでムります

第一千十六條 管財人ハ破産主任官ノ定メタル三十日以内ノ期間ニ破産者

ヨリ差出シタル届書及ヒ貸借對照表ヲ調査シ若シ破産者ヨリ之ヲ差出ササリシトキハ自ラ貸借對照表ヲ作り且其報告ニ貸借對照表ヲ添ヘテ破産者主任官ニ提出ス可シ
報告書及ヒ貸借對照表ノ認證アル謄本ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ

報告書及ヒ貸借對照表ハ之ヲ檢事ニ送致スルコトヲ要ス

問 本條之如何なる場合を正めたのでありますか

答 本條は管財人は貸借對照表及び管財人の報告書に係る規定なり管財人は破産主任官の定めたる三十日以内の期間に於て破産者より差出したる届書及び貸借對照表を調査し若し破産者より届書及び貸借對照表を差出さぬときは官財人は自ら之を作らねばなりません且つ其報告書に貸借對照表を添へて破産主任官に差出さねばなりません而して其貸借對照表は商業帳簿其他破産者の答辨に依り豫め調査することが出来るものに限り管財人は破産主任官に於て認證したる管財人の報告書及び貸借對照表を公衆の展閱に供する爲め裁判所に之を備へ置かねばなりません

報告書及び貸借對照表は之を檢事に送致することを要す檢事は犯罪あれば報告書并に貸借對照表に依り之が處分を爲し以て公益を維持すべきなり

第一千十七條 貸方ノ借方ニ超ユルコト判然ナルトキ又ハ協諾契約ノ豫期セラルル間ハ裁判所ハ破産主任官ノ申立ニ因リ且管財人ノ意見ヲ聽キタル後管財人ヲシテ破産者ノ營業ヲ續行セシムル決定ヲ爲スコトヲ得管財人營業ヲ續行スル場合ニ在テ財團ニ屬スル物ヲ通常ノ營業外ニテ賣却セントスルニハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ且豫メ破産者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

問 破産者營業を續行するとは如何なる場合に出來ますか
 答 破産者より差出たる貸借對照表に依り破産者の借財が破産者より他に貸したる財産よりも少き時は破産者は尙ほ若干の資財を有するを以て又は協諾契約の豫期せらるゝ間は破産主任官の申立及び管財人の意見に依り裁判所は管財人をして破産者の營業を續て爲すことを定むることが出來ます

第一千十八條 不動産ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケテ之ヲ競賣スルコトヲ要ス
 動産ハ競賣スルヲ通例トスト雖モ破産主任官ノ認可ヲ受クルトキハ相對ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得
 競賣ノ手續ハ總テ民事訴訟法ノ規定ニ依ル

問 本條之如何なる事件の規定なりや
 答 本條之競賣に係る規定なり管財人が財團を賣拂ふには必ず破産主任官の認可を受けて之を競賣せねばなりませぬ此認可を得て始めて財産の價直が出來るなり
 但し動産に在ては競賣するを通例とすれども破産主任官の認可を受くるときは相對を以て之を賣却することができるなり又第二項には不動産に拘はらず競賣を爲す手續は總て民事訴訟法の規定に依るものとす

第一千九條 管財人ハ財團ニ屬スル破産者ノ貸方ヲ取立テ及ヒ破産者ノ權利ヲ債務者其他ノ人ニ對シテ主張シ且保全スルコトヲ要ス
 管財人ハ左ニ掲クル行爲ニ付テハ破産者ノ意見ヲ聽キ且破産主任官ノ認可ヲ受ク可シ

- 第一 訴訟ヲハスコト
- 第二 和解契約又ハ仲裁契約ヲ取結フコト
- 第三 質物ヲ受戻スコト
- 第四 債權ヲ轉付スルコト
- 第五 相續又ハ遺贈ヲ拒絕スルコト
- 第六 消費借ヲ爲スコト

第七 不動産ヲ買入ルルコト

第八 權利ヲ拋棄スルコト

第九 總テ財團ニ新ナル義務ヲ負ハシムルコト

問 本條は如何なる意義理由なりや

答 本條之管財人の爲すべき行為に係る規定であります第一項之破産管財人が通常行ふべき義務を明示し第二項に於ては特に之が制限を加へたるものなり

和解契約とは管財人が第三者に對して相對にて和解を爲すを謂ひ仲裁契約とは特に仲裁人を入れて仲裁を爲すを云ふなり

權利を拋棄するとは即ち破産者が債務執行の爲めに強制競買を受けたるときは己れの財産を保全する能はざるが故に權利を拋棄するものでムリますかゝる場合に在ては管財人は其破産者の權利を保全することを要します

財團に新なる義務を負はしむるとは財團を有する者は即ち一塊の債務辨償金なり故に其義務の消滅之協諾契約を除く外財團も共に消滅すべし故に相殺などのありたるときは新に義務を生ずるを以て其額百圓を超ゆるるときは管財人破産主任官の認可を受けて之を破産者に告げて其意見を聽くことを要します

第一千二十條 財團ニ收入スル金錢ハ破産主任官ノ定ム可キ常用支出額ノ

外遅延ナク之ヲ供託所ニ寄託スルコトヲ要ス其金錢ハ破産主任官ノ支拂命令ニ依ルニ非サレハ支出スルコトヲ得ス

問 本條は如何なる意義理由なりや

答 本條は財團に属する金錢の保管に係る規定なり財團に收入する金錢中より破産主任官の定むべき常用支出額即ち財産管理人が管理上常に要する費用を差出して其剩餘を以て管財人の手に託するときは甚だ危険なる所なしとせず故に其金額は遅延なく之を受取るに翌日中に之供託所に委託せざるを得ざるものとす如此くして寄託したる金錢を債權者に支拂はんが爲め支出するに破産主任官の命令に依るでなければ供託所より支拂ふべきものとす

第一千二十一條 管財人ハ其管財中破産者ニ罰セラル可キ行為アルヲ知り

タルトキハ之ヲ破産主任官ニ届出ツル義務アリ破産主任官其届出ヲ受けタルトキハ之ヲ檢事ニ通知ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答 本條は破産者に於て罰せらるゝ行為ありたるときに係る規定なり若し管財人にして此の如き所爲即ち犯罪あるを知りて之を届出ざるに於ては之が爲め生じたる損害は自己に其責任を負ふものとす破産主任官其届出を受けたるるときは之を檢事に通知すへし

第一千二十二條 破産主任官ハ破産ノ理由ノ事、貸方借方並ニ其對照表其他管理及ヒ破産手續ニ關スル事項ニ付キ破産者、其商業使用人、雇人其他ノ人ヲ何時ニテモ訊問スルコトヲ得

問 此條は如何なる規定でムりますか

答 爰に之即ち破産主任官の職權を定めたるものにて破産主任官之破産に至りたる原因又其

事情貸借對照表の取調へ破産手續に關する事柄等にて破産者又ハ其商業使用人雇人其他之に關係の者を訊問する權理があることを規定したるものでムります

第六章 債權者

第一節 債權ノ届出及ヒ確定

第一千二十三條 破産者ノ總債權者ハ破産決定ノ公告ニ因リ債權届出ノ期間ニ其債權ヲ破産主任官ニ届出ツ可キ旨ノ催告ヲ受ケタルモノトス其届出ニハ各債權ノ合法ノ原因及ヒ請求金額若シ優先權アルモノハ其權利ヲ明記シ且證據書類又ハ其謄本ヲ添フ可シ

他所ニ住スル債權者ハ裁判所々在地ニ代人ヲ置ク可シ
債權及ヒ代人任置ノ届出ハ書面ヲ以テ又ハ調書ニ筆記セシメテ之ヲ爲スコトヲ得書面ヲ以テスル場合ニ在テハ二通ヲ差出スコトヲ要ス

所在ノ知レタル債權者ハ右ノ外特ニ裁判所ヨリ書面ヲ以テ其債權届出ノ催告ヲ受ク然レトモ其書面カ債權者ニ達セサルモ此カ爲ノ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

問 本條は如何なる意義理由の規定なりや

答 本條之債權の届出に關する規定を破産者の總債權者之破産決定の公告に依り届出の期間即ち破産宣告と共に破産裁判所に於て決定する所の期間短くとも三ヶ月に下り長くも六ヶ月を超えざる期間に其債權を破産主任官に届出づべき旨の催促を受けたるものとす

債權者にして地に住するるとき多々の費用と日時を要したる爲めに事務が延滞したるを以て裁判所所在地に其代人を置かねばなりませぬ而して債權及ヒ代人の位置の届出を書面を以て又は調書に筆記せしめて之を爲すことかできる其書面は二通を要す

所仕の知れたる債權者は所在の知れぬ債權者と異にして破産決定の公告を以て債權届出を催告するはかりでなく特別に裁判所より書面を以て其債權届出の催告を受けます然れども其書面にして債權者に達せざるも此が爲めに損害賠償の請求を爲すことができません

第一千二十四條 届出ハ之ヲ受取リタルトキ直チニ順次番號ヲ付シテ二箇ノ表ニ記載ス可シ其一ニハ優先權アル債權ヲ掲ケ他ノ一ニハ通常ノ債

權ヲ掲ク此債權表ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ
管財人ハ其使用ノ爲メ届出書及ヒ債權表ノ謄本ヲ受領ス

問 本條ノ如何なる場合を規定いたしますか

答 此條ノ債權届出を裁判所に差出し裁判所は之を受取りたるときは直ちに番號を付て二箇
の債權表に記載致す其一方の表は優先權を掲げ一方は普通の債主權を掲げ以て別々に
便にして之を裁判所に備置て公衆の披見に供することを規定した條件でムリせず又管財
人ヨリ自己取調ベの爲めに届書及び債權表の謄本を申受けす

第一千二十五條 調査會ハ管財人及ヒ成ル可ク破産者ノ而前ニ於テ破産主
任官之ヲ開キ且其調書ヲ作ル可シ債權者ハ自身又ハ代理人ヲ以テ此會
ニ参加スルコトヲ得

破産主任官ハ債權者ニ取引帳簿若クハ其抜書ヲ提出ヲ命スルコトヲ得
調査ノ結果ハ債權表及ビ提出シタル債務證書ニ附記シ且各債權者又ハ
其代理人ニ告知スルコトヲ要ス

調査會ハ届出期間ノ滿了後十日乃至十五日間ニ之ヲ開クヲ通例トス
届出期間ノ滿了後ニ届出テタル債權ハ調査會ニ於テ之ヲ調査スルコト
ヲ得然レドモ其調査ヲ爲スコトニ付異議ノ申立アリタルトキ又ハ調査

會ノ終リタル後債權者届出テタルトキハ其債權者ノ費用ヲ以テ新ナル
調査會ヲ開ク

問 本條規定の意義理由は如何

答 本條は調査會に係る規定を調査會を開くには管財人及び成るべく破産者の面前に於て
破産主任官之を開きて其調書を作るべし此調書は破産主任官は調査會を開きたる情況を
記載する爲めなり又破産主任官之總て證明に必要な命令を下すことが出来る故に債權
者に取引帳簿若くは其抜書の提出を命ずることも出来而して其調査の結果に因り債權表
及び提出したる債權證書に附記し且つ債權者が参加したるときは債權者に其結果を告知
し又は代理人に告知せざるべからず

調査會之届出の期間の終了前に届出たる債權第一又は調査會終了後届出たる債權第二た
りとも敢て調査を受くることができぬにわらず唯第一の場合に於ては管財人又は他の債
權者より異議ありたるとき第二の場合に於ては常に届出を怠りたる債權者自ら調査會を
開くに付ての費用を支辨するの義務あるに於らず

第一千二十六條 債權ノ確定ハ承認又ハ裁判所ノ判決ヲ以テ之ヲ爲ス
調査會ニ於テ管財人ヨリモ又債權ノ確定シ若クハ貸借對照表ニ掲ケタ
ル債權者ヨリモ異議ヲ申立テサルトキハ債權承認ヲ得タルモノトス

管財人ノ債權ニ係ル承認又ハ異議ハ破産主任官其管財人ニ代ハリテ之ヲ爲ス

問 本條には如何なることを規定したるや如何

答 本條は債權の眞偽を確定すべき方法を定めたるものなり債權者の債權は財産より辨濟を受くべきものあるや否やを確定するは債權者及び管財人に於て其債權あることを承諾し

又裁判所の判決ありたるときに在り本條に依れど破産者之如何なる場合にても異議を申立つることばできず假令之を申立つることあるも唯參考にしたるばかりなるものとす破産主任官に於ても亦自ら異議を申立つることを得ず故に其申立を爲す可き權利は唯之を管財人及び限ある債權者にのみ許與したるに過ぎぬものなり

破産主任官は裁判官の地位に在る者なれば債權の承認又は之に對して異議を爲すは或は公平を失ふの恐れれども管財人に對しては監督する權利あるを以て管財人の債權に係る承認又ハ異議は其管財人に代りて爲すことを得べきなり

第一千二十七條 異議ヲ受ケタル各債權ハ若シ其債權者之ヲ取消ササルト

キハ破産裁判所公延ニ於テ破産主任官ノ演述ヲ聽ギ成ル可ク合併シテ其判決ヲ爲ス可シ其辯論及ビ判決ハ原告被告ノ出頭セサルトキト雖モ之ヲ爲ス但此判決ニ對シテハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

問 異議を受けたる債權を取消さぬ場合の説明は如何でムリます

答 前條の反對なる場合を規定したるものにて異議の申人を受けたる債權若し其債權者が取消を爲さざる時は破産裁判所に於て破産主任官の陳述を聽き相互の申立を打ち混じて其判決を致します其判決を致すには原告被告の缺席出頭の如何に關らず之を行ひ且判決に對して故障即ち判決に満足せず抵抗すると云ふことを許りません

第一千二十八條 判決ハ成ル可ク債權者集會前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス若シ

之ヲ爲スコト能ハス又ハ判決ニ對シテ控訴ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ異議ヲ受ケタル債權者ノ右集會ニ加ハルコトヲ許ス可キヤ否ヤ又幾許ノ金額ニ付キ加ハルコトヲ許ス可キヤ否ヤ決定ス債權者ノ優先權ノミカ異議ヲ受ケタルトキハ其債權者ハ通常ノ債權者トシテ右集會ニ加ハルコトヲ得

問 裁判所は異議を受けたる債權者の債權者集會に加はるを許すや否又幾許の金額に付加はることを許すべしや否やを決定すとは如何なる場合を申升か

答 異議を受けたる債權に在ては最早承認に依て確定することは出来ぬ故裁判所の判決を以て決すべしに尙不當として控訴せしときは債權者集會に参加することを得ざれば裁判所之其情實を察して許すや否やを決定いたします又金額の多寡に關して參加することを許

し又は許さぬと云ふとを決定致します

第一千二十九條 債權ヲ正當時期ニ届出テス又ハ債權ノ確定セサル債權者
ハ以後ノ確定ニ因リテ爲ス可キ財團ノ配當ニノミ加ハルコトヲ得然レ
トモ異議ヲ受ケテ訴訟中ニ在ル債權及ヒ届出並ニ調査ノ爲メ別段ノ期
間ヲ定メラレタル在外國債權者ノ債權ニ付テハ以前ノ配當ニ於テ其債
權ニ歸スル割前ヲ留存ス

問 以後の確定に因りて爲すべき財團の配當とは何を申すか

答 債權者債權を届出べき時になさす又は債權を確定せぬ債權を新ある調査會にて確定し又
は裁判所の判決に依りて確定したるに因りて管財人等の調査を以て財團の配當を取得す
ること出来る規定あり

第二節 特種ノ債權者

第一千三十條 主タル債務者ノ破産ニ於テ届出テタル債權ハ協諧契約ノ場
合ト雖モ保證人其他ノ共同義務者ニ對シ其全額ニ付キ之ヲ主張スルコ
トヲ得又保證人又ハ共同義務者ハ主タル債務者ノ破産ニ於テ其償還請
求ヲ届出ツルコトヲ得然レトモ主タル債務者ノ爲メニスル協諧契約ノ
効果ニ從フ

問 特種の債權者とは如何なるものを申しますか

答 共同義務者に對する債權者の權利と共同義務者に於ける相互の權利を規定したるもの
り主たる債務者が破産したる場合に於て其債權の全部を届出で以て其償還を求めたると
さにも保證人又は其他の共同義務者に對し更に其全額の返還を求むることが出来るもの
とす又保證人其他の共同義務者之主たる債務者の破産に對して償還請求の權利を届出づ
ることが出来ず然れども此請求權は保證人其他共同義務者が債權者に代はりて債權者
に辨償したるときでなければ生ずることとなりませぬ保證人又は共同義務者が其債權者
に對して代償を爲したるときに債權者の破産に於て其償還請求を届出づることは通常の
債權者に異なることはなしと雖も若し其代償を爲す前に於て債權者より債權の届出を爲し
而して協諧契約が調ふたのが爲め其債權の幾分を減せられたるときは保證人又は共同義
務者之債權者に對して其殘額の代償を爲したるに拘はらず破産者に對しては之が償還を
請求することと出来ぬものとす是之を協諧契約の効果に從ふと云ひます

第一千三十一條 二人以上ノ共同義務者カ破産シタルトキハ其各義務者ノ
破産ニ於テ債權ノ全額ヲ届出ツルコトヲ得
各自ノ破産財團ノ間ニ於ケル償還請求權ハ之ヲ主張スルコトヲ得然
レトモ債權者カ受取ル割前ノ額カ主タルモノ及ヒ從タルモノヲ合セタ

ル債權ノ總額ヲ超過スルトキハ其超過額ハ共同義務者中他ノ共同義務者ニ對シテ償還請求權ヲ有スル者ノ財團ニ歸ス

問 本條は如何なる意義理由なりや

答 本條は二人以上の共同義務者が破産したる場合に係る規定なり

二人以上の共同義務者が破産したるときは其各義務者の破産に於て債權の金額を甲の出るべきものであるものとす之を要するに債權の全額に於て相當の割合を立て各義務者の破産に對し其割合に應じて配當を受くることとが出来ます

各自の破産財團の間に於ける償還請求權は之を主張することと得ずとは甲の破産財團より乙の破産財團に對しては償還請求權を主張することと得ずぬものとします例へば一萬圓に對し二人の債務者ある場合に於て若し甲の財團より六千圓の配當を爲したるときに其配當額は連帶義務者として負擔すべき割合即ち連帶債務の半額を超過するを以て其超過額千圓に付ては乙の財團に對して之が償還を請求することが出来ます

然れども債權者が受取るべき財團の割合の額が主たるもの即ち元金及び從たるもの即ち利息を合したる債權額の總額を超過したるときは其超過額が共同義務者中他の共同義務者に對して償還請求權を有する者の財團に組入れれます

第一千二十二條 左ニ掲クル債權ハ届出及ヒ確定ニ關スル規定ニ從フコト

ヲ要セス

第一 裁判費用管理費用其他破産手續上ノ費用

第二 公ノ手数料及ヒ諸税

第三 管財人カ財團ノ爲メニ負擔シタル義務ヨリ生スル債權

右債權ハ破産主任官ノ指圖ニ從ヒ通常ノ方法ヲ以テ財團ノ現額ヨリ之ヲ支拂フ

問 裁判費用管理費用其他破産手續上の費用とは何を申しますか

答 裁判費用とは訴訟等の費用を云ひ管理費用とは破産主任官等を置き管理せしむる入費を云ひ破産手續上の費用とは支拂停止の後より破産公告に至るまで其手續に入用なるものを申します

問 公の手数料及び諸税とは何を申しますか

答 公の手数料とは即ち電信料通運賃等の如く諸税とは印紙税郵便税の類を申します

問 管財人カ財團の爲めに負擔したる義務より生ずる債權とは何を申しますか

答 即ち管財人は財團を保護する爲めに要する費用の立替等にして管理の職務を勤むるに當りて生ずる債權を申すのであります

第一千二十三條 破産手續ニ加ハリタルニ因リテ債權者ニ生シタル費用ハ

財團ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ得ス

問 本條は如何なる場合の規定なりや

答 財團より請求することの出來ぬ債權を規定したるものでムリます破産手續に加はりたる
とノ債權者が調査會に加はりたるを云ふ之が爲め又は土地遠隔にして旅費等に費したる
もの訴訟入費等の如き債權は破産手續に加はりたるに因り生じたる費用あり此等のもの
は財團に對して請求することができませぬ何とあれば破産宣告の日より利息を生ずること
を止むるの規定と同一の理由に出てたるものにして時々増加する費用を算入するに於
ては殆ど債權の全額を定むる時期なればなり

第一千三十四條 削除

第三節 債權者集會

第一千三十五條 債權者集會ハ破産主任官之ヲ招集シ及ビ之ヲ指揮ス其招
集ハ會議ノ事項ヲ明示スル公告ヲ以テ之ヲ爲ス

其集會ハ管財人債權ノ確定シタル債權者及ヒ第一千二十八條ニ依リテ參
加スルコトヲ得ヘキ債權者ヨリ成立ス然レトモ優先權ノ確定シタル債
權者ハ其優先權ヲ拋棄シタル限度又ハ優先權ヲ行フニ當リ不足アル可
シト推セラル、限度ニ於テノミ參加ス

債權者ハ代理人ヲ差出スコトヲ得

破産者ハ之ヲ集會ニ呼出スコトヲ得

問 債權者集會とは如何又第一千三十五條の意義は如何

答 債權者集會は一回り第一ノ破産決定と豫め期日を定むべきものにして第二ニ終局の計
算を爲し及び破産手續の終結を決定する爲め最終に開くべきものなり本條は債權者集會
の或立に係る規定なり債權者集會ノ破産主任官に於て之を招集し及び其招集に關する指
揮も破産主任官之を爲すものにして而して其招集を爲すには集會に於て會議に付すべき
事項を明示して其公告を爲すものとす本條第二項は集會ハ出席することを得べき資格を
定めたる者にして其集會には管財人をして管理の事實を述べしむる爲め又債權者をして
債權の申立及び辨解を爲さしむる爲めに之を招集し又第一千二十八條に依り異議を受けた
る債權者と雖も集會に參加することを許します

債權者は代理人を出すことができず且其代理人は必ずしも辨護士たるを要せず破産
者は集會に呼出することができ呼出に依り集會に出つ可き義務あるものにして若し世義
務に背くときも協議契約の申立を爲すことはできませぬ

第一千三十六條 決議ハ出席シタル債權者ノ過半数ヲ以テ爲スヲ通例トス
其過半数ハ出席員ノ有スル債權額ノ半ヨリ多キ額ニ當ルコトヲ要ス

問 本條は決議の方法を定めたるものなり

答 普通債権者集會に於ける決議之其集會に出席したる債権者の過半数を以て決す而して其債権者の過半数之現在出席員の債権總額の半より以上の額に當る債権ならざるべからず故に假令其出席員の過半数の同意者あるも其過半数の債権總額が出席總員の債権總額の半より少なきときは決議を爲すことを得ず

第一千三十條 集會ニ於テハ破産主任官ハ破産手續ノ從來ノ成行ニ付テノ報告ヲ爲シ管財人ハ管財ノ處理其結果及ヒ財團ノ現況ニ付テノ報告ヲ爲ス

集會ハ右ノ報告ニ付テ決議ヲ爲シ若シ破産主任官又ハ管財人ノ意見アリタルトキハ其意見及ヒ債権者ノ爲シタル申立又ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケテ破産者ノ爲シタル申立ニ付テ決議ヲ爲ス可シ此等ノ決議ハ裁判所ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

問 本條は如何なる意義理由なりや

答 本條は債権者が集會に於て決議すべき事項に係る規定なり

破産主任官は破産手續の從來の成行即ち情況に付ての報告を爲し管財人は破産者に代はりて管財の處分方法及ひ其處分に付ての結果及び財團の現況即ち其財團之幾許にして其

内不動産は幾許動産之幾許等の現在の情況に付ての報告を爲す

集會之右の報告に付て決議を爲し若し破産主任官又は管財人の意見ありたるときは其意見及び債権者の爲したる申立を決議を爲す可し此等の決議は裁判所の認可を受けねばをりませぬ

第七章 協諧契約

第一千三十八條 法律上ノ義務ヲ履行シタル破産者ニシテ有罪破産ノ判決ヲ受ケス又其審問中ニ在ラサル者ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ第一ノ集會ニ於テ債権者ニ協諧契約ヲ提供スルコトヲ得又十分ノ理由アルトキハ以後ノ集會ニ於テモ之ヲ提供スルコトヲ得然レトモ其提供ハ一回ニ限ル

第一ノ集會ハ普通ノ調査會ヨリ四週日後ニ之ヲ爲ス協諧契約ノ申立書ハ少ナクトモ集會ノ二十日前ニ之ヲ裁判所ニ差出シ裁判所ハ之ヲ公衆ノ展閱ニ供シ且其旨ヲ公告ス可シ

問 協諧契約とは如何

答 協諧契約とは民法上の和解と同じく破産者が其債権者に對し債務の幾分を支拂ひ殘額の義務を免かるゝことを云ひます此契約ハ次條の規定に従ひ多數決を以て之を完結すべき

ものなれば少数債権者に在ては其意と反じたる契約に従ふべからざるなりませぬけれども破産者が他に對して信用ある者なるに於ては之に對し該契約の申出を承諾するは破産者の利益なるのみならず併て債権者の利益となりませぬ

本條は債権者に協議契約を提供することが出来る場合を規定するものにてし破産者が法律上の義務を履行したる破産者にして判決を受けず又其審問中に在らざる者は協議契約爲すことができる又其他破産主任官の認可を受け又十分の理由あるとき以後の集會に於てするか又は充分の理由あるときは以後の集會に於てするときは協議契約を爲すことができる

第一の集會は普通の調査會の後四週間に之を開く而して協議契約の申立を少なくとも集會の二十日前に之を裁判所に差出し裁判所は債権者をして之を知らしむる爲めに其申立書を公衆の展覧に供し且其旨を公告せねばなりませぬ

第三十九條 協議契約ヲ承諾スルニハ出席シタル債権者ノ過半数ノ承諾ヲ要ス其過半数ハ議決權アル總債權額ノ四分三以上ニ當ルコトヲ要ス

管財人及ヒ議決權ヲ有スル債権者又後ニ至リ債權ノ確定シタル債権者ハ協議契約ニ對シテ十日内ニ理由ヲ附シタル異議ヲ裁判所ニ申立ツル

コトヲ得

問

本條は如何なる場合の規定でありますか

答

協議契約を承諾する場合と申すものにて此契約を承諾するには集會に出席したる債権者半数以上の承諾を要します其半数以上の人々は議決權のある總債權額の四分三以上あることを要します又此契約に異議ある管財人議決權ある債権者又以後に至りて債權が確定したる者は十日以内に異議を述べ理由を附けて裁判所へ申立つることが出来ます

第四十條 債權者ノ承諾シタル協議契約ハ裁判所ノ認可ヲ得テ始メテ法律上有効トス其認可又ハ棄却ニ付テノ決定ハ破産主任官ノ演述ヲ聽キ前條ノ期間滿了後直ニ之ヲ爲ス此決定ニ對シテハ債務者及ヒ異議申立ノ權利アル者ヨリ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問

協議契約が法律上有効とあるとは如何なることを申しますか

答

協議契約を提出して債権者の承諾を得ますれば次に裁判所の認可を受け其認可を與へて呉れるときに始て法律が効力のある協議契約と認めます併し裁判所は此契約を認可するか又は認可せぬかに至りて破産主任者の陳述を聽て異議の申立が十日内になきときは認可しかりし時は一時之を棄却いたします尤も之に満足せぬものは異議を申立る權利あるものより又は債務より抗告することが出来る旨を本條にて規定いたしましたのようになります

第千四十一條 協諸契約ハ在ノ場合ニ於テハ之ヲ棄却ス可シ

第一 第千三十八條及ヒ第千三十九條ノ規定ヲ踐行セサルトキ

第二 協諸契約ニ依リ或ル債權者カ其承諾ナクシテ偏頗ノ處置ヲ受ケ損害ヲ被フルトキ

第三 協諸契約カ詐欺其他不正ノ方法ヲ以テ成リタルトキ

第四 協諸契約カ公益ニ觸ルルトキ

協諸契約を棄却する場合は如何に規定致しますか

問 左に説明する場合に於て棄却されます

第一 協諸契約を提出する時に手續又は期日等を誤り破産主任官の認可を受けざりし等のことあるとき

第二 此契約の爲めに或る債權者は承諾をせざるに片かとしての處置を受け夫が爲めに損害を受けし時

第三 協諸契約を取結び財團を受取り之を使用する目的となす如き處置に出でたるとき

第四 協諸契約が公益を害する時即ち破産者は信用を増したるを以て公益を害する意ありし時之協諸契約が公益に觸るゝ故棄却致します

第千四十二條 協諸契約ハ破産者カ後ニ至リ有罪破産ノ判決ヲ受ケタル

トキハ當然消滅シ其審問中ハ免訴又ハ無罪ノ宣告ヲ受クルマテ之ヲ停止ス

前條第三號ニ掲ケタル理由アルトキハ協諸契約認可ノ後ト雖モ尙ホ之ニ對シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得

問 本條之如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は協諸契約の消滅停止及び異議の申立に係る規定なり破産者が有罪破産の判決を受けたるときは協諸契約を提供することは出来ませぬ此場合には其契約が當然消滅し又未だ判決を受ける様にならずとも審問中とか免訴又ハ無罪の宣告を受けたるまでは之を停止せられます

前條第三號に掲げける理由即ち協諸契約が詐欺其他不正の方法を以て成りたることを發見するるときと假令ハ協諸契約認可の後と雖も尙ほ之に對して異議を申立つることが出来ます

第千四十三條 協諸契約ノ確定シタルトキハ管財人ハ直チニ其執務ヲ罷

メ且其執務ニ付キ計算ヲ爲ス可シ

破産者ハ協諸契約ニ別段ノ定ナキトキニ限り任意ノ管理及ヒ處分ノ爲メ其財産ヲ取戻スコトヲ得

協諧契約ノ履行ハ破産主任官ノ監督ヲ以テ之ヲ爲ス

問 本條の意義理由如何

答 本條は協諧契約の確定したる後の處分方法を規定せり協諧契約の確定したるときは管財人ノ直ちに其職務即ち職分を止め且つ其職分に付き總ての計算を爲すへし此場合には破産者は其財産を自由に處分することが出来るを以て管財人を置くの必要なに由ります破産者は協諧契約に別段の定なきときは任意即ち勝手に財産を管理し及ひ之を處分せんが爲め其財産を取戻すことが出来ます

協諧契約の履行は破産主任官の監督を以て之を爲すものとします若し其の不履行の場合に在ては次條に従ひて直ちに契約を解き更に破産手續を再び施さるゝなり

第千四十四條 協諧契約カ棄却セラレ又ハ後ニ至リ消滅シ若クハ取消サルノトキ又ハ不履行ノ爲メ解除セラル・トキハ破産手續ヲ再施シ直シニ財團ノ換價及ヒ配當ヲ爲シテ終局ニ至ラシム其再施シタル手續ニハ再施マテノ間ニ債權ヲ得タル者モ参加スルコトヲ得
不履行ノ場合ニ在テハ協諧契約ノ爲メ立テタル保證人ハ其義務ヲ免カ
レス

問 本條は如何なる意義理由ありや

答 本條は破産手續を再施する場合の規定あり而して其の再施せらるゝ場合は左の四ヶの場合でありませす

- 協一 諧契約が後に至り消滅したる場合 此場合ハ破産者が後に至り有罪破産の判決を受けたるを以てあり
- 協二 協諧契約が棄却せられたる場合 協諧契約の確定前に在るを以て破産手續の再施に付ては唯其以後の手續を續行するのみにして別に二重の手續を行ふに及ばぬ場合
- 協三 協諧契約が後に至り取消されたる場合 此場合は異議の申立ありたる爲め取消せられたるなり
- 協四 協諧契約が不履行の爲め解除せられたる場合 協諧契約不履行の爲め之を解除せられたるときは後に支拂停止を生じたるものにして債務者は全く破産の舊狀に復したるもの

第八章 配當

第千四十五條 第千三十二條ニ掲ケタル債權及ヒ優先權アル債權ヲ支拂タル後ニ殘レル財團ハ他ノ債權者間ニ平等ノ割合ヲ以テ之ヲ配當ス
破産者カ資本ヲ分テ數箇ノ營業ヲ爲シタル場合ニ在テハ各營業ニ對スル債權者ハ其營業ニ屬スル財團ヨリ優先權ヲ以テ辨償ヲ受ク

問 配當とは如何なるものを申すか

答 配當とは即ち破産者の財團を分ち取ること、云ふものであります。

問 配當の方法は如何なる様にいたしますか

答 此方法は即ち第三十二條の債權と優先權は先取權なるを以て第一に財團中より支拂ひたる後他の債權者間にて平等の割合を立て財團の残りを分取いたします。又破産者が資本を分ちて數箇の營業を爲したる時には營業の異なるに従て夫に對する債權者之其營業に屬する財團より優先權を以て辨償を受けることが出來ます。

第千四十六條 配當ハ普通ノ調査會ノ終リタル後ハ配當ニ足ル可キ財團

ノ生スル毎ニ管財人ノ調製シテ破産主任官ノ認可ヲ受ケタル配當案ニ依リテ之ヲ爲ス其案ハ破産主任官之ニ署名シ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ備置キ且其旨ヲ公告ス可シ

配當案ニ對スル異議ハ其公告ノ日ヨリ起算シ十四日內ニ之ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得

問 本條は如何なる意義理由なりや

答 本條は配當の方法に關する規定なり配當は一回に結了するものでなく配當と普通の調査會の終りたる後は配當が出来る丈の財團が生ずる毎に數回に之を爲すことができます。而して配當と通例確定したる債權に對してのみ之を爲す可きものなれば必ずや調査會の終

りたる後でなければできません。又之を爲すには破産主任官の認可を受けたる配當案に依りて之を爲すべしとします。配當案と先づ配當を爲す前に債權者に割り充つべき額を取調べて記載するものにして調査會の済みたる後配當が出来る程の額の財團が出來れば記載して破産主任官の認可を受け之を以て配當するものをいひます。破産主任官之に署名し公衆の展閱に供する爲め裁判所に備置し且其旨を公告す可し。

配當案に對しては其受配當者に於て異議のあらるときは其公告の日より起算し十四日以内に之を裁判所に申立つることが出来ます。

第千四十七條 前條ニ掲ケタル期間ニ配當案ニ對シテ異議ヲ申立ツル者

ナキトキ又ハ異議ノ落著シタルトキハ管財人ハ各債權者ヲシテ其債務證書ヲ提出セシメ之ニ毎回ノ支拂額ヲ記入シテ支拂ヲ爲ス若シ債務證書ノ提出ヲ爲スコト能ハサルトキハ破産主任官ノ許可ヲ得テ債權表ニ依リ支拂ヲ爲スコトヲ得執レノ場合ニ於テモ債權者ハ配當案ニ受取書ヲ記スルコトヲ要ス

問 毎回の支拂額を記入して支拂を爲すとは如何なることを申しますか

答 配當格を作りたる異議を申立つる者等に於ては管財人は債權者を呼出し支配を爲すに當りて債權者所持の債務證書を出さしめ之に毎回拂込み額を記入して支拂を致します。毎

回に分つ所以は整理上甚だ必要でムリです

第千四十八條 財團ノ換價及ヒ配當ヲ全ク終リタルトキハ債權者集會ヲ開キ此集會ニ於テ管財人ハ終局ノ計算ヲ爲ス可シ此計算ノ濟了シタルトキハ裁判所ハ直々ニ破産主任官ノ申立ニ因リテ破産手續ノ終結ヲ決定ス此決定ハ之ヲ公告ス可シ

問 本條は如何なる場合の規定でムリですか

答 此條は破産終局の場合にして管財人は財團を金錢に換へ及び債權者に全く配當し終りたるときは債權者集會を開て終局の計算を爲すこと及び此計算が濟みたるるとき破産主任官は裁判所に申告し裁判所は破産手續か總て終結したることを決定し且之を公告すべき旨を規定いたした條件でムリです

第千四十九條 破産手續終結ノ後ハ辨償ヲ受ケサル債權者ハ破産手續ニ於テ確定シタルニ因リテ得タル權利名義ニ基キ其債權ヲ債務者ニ對シテ無限ニ行フコトヲ得

問 破産手續に確定したるに因て得たる權利名義とは如何なるものでムリですか且本條は如何なる意義でムリですか

答 即ち債權確定に因りて得たる名義を云ふものにして破産手續が悉皆終りたる後は辨償を

受けぬ債權者は債務者に對して無限に其債權を行ひ得る旨を規定したる條件でムリです

第九章 有罪破産

第千五十條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ破産宣告ノ前後ニ間ハス履行スル意ナキ義務又ハ履行スル能ハサルコトヲ知リタル義務ヲ負擔シタルトキ又ハ債權者ニ損害ヲ被フヲシムル意思ヲ以テ貸方財産ノ全部若クハ一分ヲ藏匿シ轉匿シ若クハ脱漏シ又ハ借方現額ヲ過度ニ掲ケ又ハ商業帳簿ヲ毀滅シ藏匿シ若クハ偽造變造シタルトキハ詐欺破産ノ刑ニ處ス

問 有罪破産とは如何なる破産でありますか

答 破産宣告を受けたる債務者にして左の行爲ありたるときは有罪破産即ち詐欺破産の刑に處せられます

- 第一 履行するの意なく又履行することができざるを知りて義務を負担したるとき
- 第二 債權者に損害を被ふらしむる意思を以て貸方財産の全部若くは一分を藏匿し轉匿し若くは脱漏し又は借方の現額を其實額に超過して掲げたるとき
- 第三 商業帳簿を毀滅し藏匿し若くは偽造したるとき

第千五十一條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ破産宣告ノ前

後ヲ問ハス左ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキハ過怠破産ノ刑ニ處ス

第一 一身又ハ一家ノ過分ナル費用博奕空取引又ハ不相應ノ射利ニ

因リテ貸方財産ヲ甚シク減少シ若クハ過分ノ債務ヲ負ヒタルトキ

第二 支拂停止ヲ延ハサンカ爲メ損失ヲ生スル取引ヲ爲シテ支拂資

料ヲ調ヘタルトキ

第三 支拂停止ヲ爲シタル後支拂又ハ擔保ヲ爲シテ或ル債權者ニ利

ヲ與ヘ財團ニ損害ヲ加ヘタルトキ

第四 商業帳簿ヲ秩序ナク記載シ藏匿シ毀滅シ又ハ全ク記載セサル

トキ

第五 破産者カ第三十二條第九百七十九條又ハ第一千三條第二項ニ規

定シタル義務ヲ履行セサルトキ

問

此條は如何なる規定でムりますか

答

爰に規定する件は即ち破産宣告を受けたる債務者が支拂停止又は破産宣告の以前あると

以後なるに關らず次に記載したる行爲を爲すときは直ちに過怠破産即ち怠りより生じ

たる破産の罪に處分さるゝことを規定いたします

第一 自己の一身の利又一家に不相應の利を取ることの出來ざるのみならず若し之が

大なる利益あれば必ず不正の事柄にて即ち禁制なる空相場博奕等の不正の事を以て己

を損するか他人を倒産せしむるかど云ふ惡意に依升

第二 支拂停止をし爲たる時に損失のあるなしに關せず一時逃れの窮策にて支拂を爲す

べき財産を調へたること

第三 支拂停止を爲したる後に財團の中を減らす目的を以て或る債權者に限て支拂又は

擔保を供したるとき

第四 商業帳簿を順序もなく記載し爲めに貸借判然せず又ハ全く記入せざるるとき又は毀

損したるものは他人の損害を爲すものとせられるなり

第五 第三十二條第九百七十九條又は第一千三條第二項に規定したる義務を履行せぬとき

第一千五十二條 前二條ノ罰則ハ會社ノ業務擔當ノ任アル社員若クハ取締

役及ヒ清算人ニモ之ヲ適用シ又第一千五十條ノ罰則ハ破産管財人及ヒ有

罪行爲ヲ行フ際犯者ヲ助ケ又ハ有罪行爲ヲ破産者ノ利益ノ爲メニ行ヒ

タル者ニモ之ヲ適用ス

問

此條の規定は如何でムりますか

答

爰に前條の應用する場合を申したるものにて即ち第一千五十條第十五十一條は一個人のみ

ならず會社の業務を擔當するもの又は取締役清算人に適用し第十五十條破産管財人及び

犯罪者の保護人に應用致すと規定致す

第一千五十三條 債權者集會ニ於ケル議決ニ關シ債權者ニ賄賂ヲ爲シタルトキハ其雙方ヲ二年以下ノ重禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は別に説明を要せずして明了なれば之を略す

第十章 破産ヨリ生スル身上ノ結果

第一千五十四條 破産宣告ヲ受ケタル債務者又ハ破産シタル會社ノ無限責任社員ハ復權ヲ得ルニ至ルマテハ取引所ニ立入ルコト仲立人ト爲リ合名會社若クハ合資會社ノ社員ト爲リ又ハ株式會社ノ取締役ト爲ルコト清算人破産管財人若クハ商事代人ノ職ヲ執ルコト商業會議所ノ會員ト爲ルコト其他商業上ノ榮譽職ニ就クコトヲ得ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものなりや

答 破産者か破産宣告を受けたるもの其復權を得るに至るまで又會社の無限責任社員は取引所に立入ること仲立人となり合名會社若くは合資會社の社員となり又ハ株式會社の取締役となり清算人破産管財人又は商事代人の職を執ること又は商法會議所の會員となること又は其外に商業上の榮譽職となることが出來ませぬ是等の權利を再び得るには債務を辨済し元の如く身代を持ち直さねばなりませぬ

本條に記載したる事業は商事上に在ては何れも信用を主とすること大なるものなるに現に商業上の信用を害し且其醜名を世に流したる破産者を此の如き事業に従事せしむることと許さぬ趣旨に出てたるものなり

第一千五十五條 復權ヲ得ルニハ協諧契約ノ調ヒタルト否トヲ問ハス破産者カ元債利息及ヒ費用ノ全額ヲ債權者總員ニ辨償シタルコト又所在ノ知レサル爲メ未ダ辨償ヲ受ケサル債權者ニ全額ヲ辨償スル準備及ヒ資力アルコトヲ證明ス可シ
復權ノ申立ニハ債權者ノ受取證其他必要ナル証據物ヲ添フ可シ
然レトモ協諧契約ノ場合ニ在テハ第一項ノ證明ヲ爲スコト無クシテ取引所ニ立入ルコトヲ得又會社ニ付キ協諧契約ノ調ヒタルトキハ無限責任社員ハ亦其證明ヲ要セスシテ會社ヲ繼續スルコトヲ得

問 本條の規定の意義理由を承り度し

答 破産者が權利回復する爲めに申立を致すに其申立を充分證明する處の證據が必要でムります先づ債權者より債務辨済の受取證書又は管財人の申立等の事柄を以て復權をいたすものでムります又協諧契約に依り其契約の成立つとさく無限責任會社社員に在ては別段に證明を要せずして會社を繼續することが出來る旨を規定いたします

第一千五百六條 復権ノ申立アリタルトキハ破産裁判所ハ異議アル者ヲシテ二个月ノ期間ニ異議ヲ起サメンカ爲メ裁判所ノ揭示場ト取引所トニ其旨ヲ揭示シ且裁判所ノ見込ニ因リ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告シ又調査及ヒ捜査ヲ爲サシメンカ爲メ之ヲ檢事ニ通知ス可シ
 裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キタル後復権ノ申立ヲ許可スルト否トヲ決定ス此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得確定シタル決定ハ之ヲ公告ス

棄却セラレタル申立ハ一今年ノ滿了前ニハ再ヒ之ヲ爲スコトヲ得ス

問 復権の申立ありたるときは破産裁判所は調査及び捜査の爲めに之を檢事に通知すると如何なることでムりますか

答 破産者は前條の手續を以て復権を願ふと雖も公衆か承諾して異議を申述るものなきを保たざれば二ヶ月に之を揭示し新聞紙を以て公告をいたします且破産者が復権するに其支拂の準備ありや又公衆の承諾を得ることの出来る物品事柄があるやを捜査し又は調査せしむることを檢事に依頼する爲めに是等の事を檢事に通知するものでムります

第一千五十七條 復権ハ債務者ノ死亡後ト雖モ之ヲ許ス

問 本條の理由は如何でムりますか

答 權利を保護するは人無上の快事なれば死亡後と雖も權利回復の證據あるときは之を回復することか出来ることを規定したものでムります是れ死者の權利は其一家の爲めにも又死者の名譽の爲めにも殊に商人は商号の榮譽を回復するに必要なるを以てあり

第一千五十八條 復権ハ詐欺破産ノ爲メニ判決ヲ受ケタル破産者又ハ重罪

輕罪ノ爲メニ剝奪公權若クハ停止公權ヲ受ケテ其時間中ニ在ル破産者ニハ之ヲ許サス

過怠破産ノ場合ニ在テハ復権ハ刑ノ滿期ト爲リ又ハ恩赦ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ許サス

問 本條は如何なる場合の規定でムりますか

答 本條には復権の許されぬ場合の規定にて詐欺破産の爲めに破産者は重罪若くは輕罪に所刑せられ剝奪公權即ち刑法第三十一條に列記したる國民の特權其他數種の公權を剝奪せしむる又は停止公權即ち犯罪の爲め一時權利を失ふたるものと復権の許可を得ることの出来ぬと過怠破産の者は刑罰を受けて滿期と爲りたるか又は恩赦に遇ひたるときでなければ復権を規定したるものでムります

第十一章 支拂猶豫

第一千五十九條 商人爲スニ當リ自己ノ過失ナクシテ一時其支拂ヲ中止セ

サルコトヲ得サルニ至リタル者ハ商事上ノ債權者ノ過半数ノ承諾ヲ得テ其營業所若クハ住所ノ裁判所ヨリ右債權者ニ對スル義務ニ就キ一年以内ノ支拂猶豫ヲ受クルコトヲ得

問 支拂猶豫とは如何

答 不幸に陥りたる債務者に通常の破産處分外に於て支拂猶豫を與ふるものでムリです

其意義は即ち債務者が債權者に對して爲す可き支拂の猶豫を受くる方法を謂ひます而して其場合商を爲すに當り自己の過失なくして一時其支拂を中止せねばならぬ様になりたる者は此支拂猶豫を受くる事ができます又其趣旨は商人をして事情の如何を問はず破産せしめて其結果を受けしむるは其宜を得たるものでなければ可成破産に至らぬ様保護したるものでムリです

第一千六十條 支拂猶豫ノ申立ニハ左ノ諸件ヲ添附スルコトヲ得ス

第一 支拂中止ノ事由ノ完全ナル明示

第二 貸借對照表、財産目錄及ヒ住所ト債權額トヲ明示シタル者名簿

第三 債權者ニ主タルモノ及ヒ從タルモノノ完全ナル辨償ヲ爲シ得ル方法、期間及ヒ此カ爲メ供スルコトヲ得ル擔保ノ證明

右申立及ヒ添附書類ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ之ヲ裁判所ニ備置キ且債權者ノ集會期日ヲ定メテ之ト共ニ其備置キタル旨ヲ公告スルコトヲ要ス債權者ハ集會ノ爲メ各別ニ招集ヲ受ク
支拂猶豫ハ裁判所ヨリ假ニ之ヲ許可スルコトヲ得

問 支拂中止の事由の完全なる明示とは何を申すか

答 支拂中止を願ふには支拂停止を逃れんとする策に出で悪意あるべしと認定さるゝを極て避ける可らず故に支拂中止に至りたる事故原因を明かに示され且完全のものなるを要します

問 此外に尙ほ必要なる證明が入用でムリですか

答 右の外貸借對照表財産目錄及び住所と債權者の姓名簿と主たる債權と從たる債權を完全に辨償することの出来る方法其期間及び是に供する擔保の證明等は最も大切なるものにて之を證明しなければ中止を願ふことを規定したるものでムリです

第一千六十一條 集會期日ニ於テハ裁判所ヨリ任セラレタル主任判事ノ上席ヲ以テ債務者ト債權者トノ間ニ支拂猶豫ノ申立ニ付キ辨論ヲ爲ス其申立ヲ承諾スルニハ第一千三十六條ニ掲ケタル過半数ヲ要ス其辯論及ヒ議決ニわテハ調書ヲ作ル可シ

問 此條は如何なる場合の規定でムりますか

答 爰には支拂猶豫の承諾を規定したるものにして裁判所より主任判事の臨席を命じ債務者・債權者は支拂猶豫の辨論を爲すとも之を承諾するには必ず第三十六條の規定に従ひて出席總數の過半數の債權者が承諾を要し且つ其債權額も亦出席債權者所有の總額の半數以上なることを規定したるものでムります

第一千六十二條 裁判所ハ承諾ヲ得タル支拂猶豫ノ認否ニ付キ主任判事ノ演述ヲ聽キテ決定ヲ爲ス此決ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

支拂猶豫ハ申立ニ因リテ前數條ノ手續ニ從ヒ一回ニ限り之ヲ延長スルコトヲ得然レトモ其期間ハ一今年ヲ超ユルコトヲ得ス

問 本條は如何なる場合と規定したるものでありますか

答 本條は債務者が支拂猶豫を得たることに關する規定なり支拂猶豫の申立にして債權者集會の承諾を得ませぬときは其申立之消滅に販して直ちに破産宣告を受く可きものなることと第一千六十四條に於て觀る所なり本條第一項之裁判所が其認否を決定す可き規定なるへし而して其認否の決定を爲すには主任判事の演述を聽きて決定を爲すものなり支拂猶豫を申立てたるときは尙ほ之を與ふるも債權者に損害を受けしむることなくして而して債務者に在て破産を免かるゝことができる而して第二回の猶豫を與ふることを

與へずして直ちに破産處分を行ふに比すれば債務者及び債權者に對して共に利益であります

第一千六十三條 債務者有効ナル支拂猶豫ヲ得タルトキハ猶豫期間中其以前ニ取結ヒタル商取引ヨリ生スル債權ノ爲メニ強制執行及ヒ破産宣告ヲ受クルコト無シ但猶豫契約ノ履行及ヒ業務ノ施行ニ關シテハ主任判事ノ監督ヲ受ク

債務者ノ保証人及ヒ共同義務者ノ義務ハ右猶豫ノ爲メニ變更スルコト無シ

問 本條は如何なる場合の規定なりや

答 本條は支拂猶豫を得たる以後の結果に關する規定なり

支拂猶豫の効力之商取引上の要求に限りて他に之無きものなり而して猶豫すべき事項も亦商事に止まるものにして家計に渉るものは一切支拂猶豫を求むるの事由と爲すことはできませぬ故に強制執行又は破産宣告を免かるゝも其債權の商事上に在る故なり

第一千六十四條 支拂猶豫ノ承諾ヲ得ス若クハ裁判所之ヲ棄却シタルトキ又ハ後日ニ至リ債務者ノ詐欺若クハ不正ノ爲メ若クハ法律上ノ條件ノ缺クルカ爲メ之ヲ廢止シタルトキ又ハ債務者ニ於テ其猶豫契約ヲ行

セサルトキ又ハ其猶豫期間中債務者ノ財産ニ付キ他ノ債權者ヨリ強制執行ヲ爲ストキハ直チニ債務者ニ對シテ破産手續ヲ開始ス此場合ニ於テハ支拂猶豫申立ノ日附ヲ以テ支拂停止ノ日ト定ム

問 本條之如何なる規定でムりますか

答 本條即ち債務者が債權者の承諾を得ることが出来ぬか裁判所にて之を棄却したか又ハ債務者が詐欺不正の爲めか法律に規定したる條件の缺くる爲め又は債務者が契約を履行せざる爲めか總て是等の事柄に付て債務者が契約を履行することが出来ぬ時ハ支拂猶豫を申立たる日附を以て支拂が停止したる日を定め破産手續を始むることを規定したる條件でムります

商法破産法之部終

商法施行條例

明治廿三年八月七日
法律第五十九號

商法施行條例

第一條 商法第二十六條第二十九條及ヒ第二百十條ニ定メタル一地域トハ各布町村ノ一區域ヲ謂ヒ市町村制ヲ行ハサル地方ニ在テハ從來ノ宿驛町村等ノ一區域ヲ謂フ

一 地域内ニ二箇以上ノ區裁判所アリトキハ其内一箇所ヲ以テ登記簿ヲ取扱フ所トス其裁判所ハ司法大臣之ヲ指定ス

第二條 會社ニ非スシテ商業ヲ營ム者ハ其商号ニ會社ノ文字ヲ用ユルコトヲ得ス又從來之ヲ用ユル者ハ商法ニ施ノロヨリ三个月内ニ之ヲ改ムハシ
前項ノ規定ニ違フ者ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ二十圓以下ノ過料ニ處ス

第三條 商法第百五十九條、第百六十六條、第百六十八條ノ規定ニ依リテ官廳ニ差出ス書類公證ノ認證ヲ受ケタル謄本ヲ以テスルコトヲ得
公證ハ謄本認證ノ依頼ヲ受ケタルトキハ一件ニ付キ金拾錢ノ手数料若シ認證ト共ニ謄寫ノ依頼ヲ受ケタルトキハ公證人規則第六十五條ノ謄本手数料ヲ受ク内コトヲ得

第四條 無除

第五條 商法實施前ヨリ既ニ設立シタル各會社ハ商法實施ノ日ヨリ六个月内ニ商法第七十

八條、第三百二十八條、第六十八條ニ準シテ登記ヲ受クヘシ之ヲ怠リタルモハ商法第二百五十六條ノ過料ニ處シ且地方裁判所ハ命令ヲ以テ其營業ヲ差止ム但其命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第六條 前條ノ期限内ニ登記ヲ細ケタル既設會社ハ其期ハ經過ノ時ヨリ第三者ニ對シテ會社タル効ヲ失フ

第七條 商法第八十一條ノ規定ハ既設會社ニ之ヲ適用セス

第八條 既設會社ハ從來ノ社名ヲ續用スルコトヲ得但商法第百十三條及ヒ第百三十九條第一項ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ三個月ノ後既設會社ノ商号ニモ之ヲ適用ス
既設會社ノ商号ニハ其會社ノ種類ニ從ヒ合名會社合資會社又ハ株式會社ノ文字ヲ附ス可シ

第九條 削除

第十條 既設株式會社ハ商法第百五十六條ノ免計ヲ受クルコトヲ要セス

既設株式會社ハ商法實施ノ日ヨリ六個月内ニ地方長官ヲ經由シテ定款ヲ主務省ニ差出シ其定款ノ認可ヲ受ク可シ但其定款ニ法律命令ニ反スル事ヲ掲ケタルモノハ之ヲ改正スルニ非サレハ認可スルノ限ニ在ラス
從來官許ヲ得テ設立シタル株式會社ニハ前項ノ規定ヲ適用セス但聞置又ハ人民ノ相對ニ

任ス等ノ指令ヲ得テ設立シタルモノハ此限ニ在ラス

本條第二項ニ依リ認可ヲ受ク可キ株式會社ニ在テハ第五條ノ登記期限ハ其認可ヲ得タル日ヨリ起算ス

右ノ認可ヲ得タル日ヨリ六個月内ニ登記ヲ受ケサルトキハ其認可ハ効力ヲ失フ

第十一條 既設株式會社ハ其株券ノ金額商法第百七十五條ノ規定ニ反ハルモ其種款ノ定ニ依ルコトヲ得

第十二條 既設株式會社ハ其定款ニ於テ第一回ノ株金拂込ヲ四分一以下ニ定メタルトキハ

商法第百六十七條第二項ノ規定ニ準スルモ其定款ノ定ニ依ルコトヲ得

第十三條 既設株式會社ノ創業ニ付テノ義務及ヒ出費ニシテ會社ノ承諾ヲ經タルモノノ第

五條ノ登記ヲ前ケサル前ニ於テモ商法第百七十一條ノ規定ニ拘ハラズ會社ニ於テ之ヲ負擔ス

第十四條 既設株式會社ノ既ニ發行シタル株券ハ民法第百七十六條ニ反スルモノ有ルモ之ヲ改ムルコトヲ要セス

第十五條 既設株式會社ニ於テ株金全額ノ拂込前ニ發行シタル株券ハ其全額拂込ニ至ルマテハ之ヲ假株券ト看做ス

第十六條 既設株式會社ノ株券ニシテ商法實施前ヨリ株式取引所又ハ取引所ニ於テ既ニ賣

買シ來リタルモノ及ヒ既ニ債權ノ擔保ニ供シタルモノニ付テハ商法第百八十條ノ規定ヲ適用セス

第十七條 既訛株式會社ノ株式ノ讓渡人ニ付テハ商法第百八十三條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ二個年間之ヲ適用セス

第十八條 既設株式會社ニ於テ既ニ其定款ヲ以テ株主ノ議決權ニ制限ヲ立テタルモノハ商法第百四條ノ規定ニ反スルモ其定款ニ從フコトヲ得

第十九條 商法第七十七條第一項ノ規定ハ既設會社ニ之ヲ適用ス

第二十條 商法及ヒ本條例ニ依リ發スル命令書ヲ送達スル場合ニ於テハ其手續ハ民事訴訟法ノ手續ニ從フ

第二十一條 商法第六十條第二項第八十一條、第百二十七條、第百三十一條、第二百三十三條、第二百五十條及ヒ第二百六十一條並ニ本條例第二條及ヒ第五條ニ依リ裁判所ニ於テ命令ヲ發スルトキハ當事者ヲシテ説明ヲ爲サシムル爲メ之ヲ裁判所ニ呼出ヌヲ通例トス日當事者缺席スルモ命令書ハ之ヲ發スルコトヲ得

第二十二條 商法第六十七條第二項、第八十一條、第百二十七條及ヒ第二百六十一條並ニ本條例第二條及ヒ第五條ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所ハ豫メ其旨ヲ檢事ニ通知ス可シ

檢事ハ口頭又ハ書面ヲ以テ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十三條 檢事ハ前條第一項ノ場合ニ於ケル命令ニ付キ其執行ノ責ニ任ス

第二十四條 商法及ヒ本條例ニ依リ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ其期間ハ裁判所ノ送達ヲ受ケタル日ノ翌日又ハ裁判ノ言渡ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シテ七日トス

ス

第二十五條 前條ニ掲ケタルモノ外抗告ニ關スル手續ニ付テハ民事訴訟法第四百五十五條

第四百六十條第一項第二項、第四百六十五條及ヒ第四百六十六條第一項第二項第四項ヲ除ク外總テ同法第三編第三章ノ規定ヲ準用ス

第二十六條 外國ニ於テ支拂ヲ爲ス可キ手形ニハ捺印スルコトヲ要セス

第二十七條 商法第七百九十條ニ掲ケタル裁判所役員ハ執達吏トス

第二十八條 商法第八百二十五條ニ掲ケタル十五圓以上ノ船舶中ニハ日本形船舶百五十石以上ノモノヲ包含ス

第二十九條 商法實施前ヨリ既ニ航海ノ用ニ供スル船舶ハ商法實施ノ日ヨリ一個年內ニ商

法第八百二十五條ノ手續ヲ爲ス可シ

第三十條 商法第四百九十三條及ヒ第五百十七條ニ國內上水ト稱スルハ川湖港灣ヲ謂フ

第三十一條 遞信大臣ハ其地ノ形狀ト危險ノ程度トニ應シテ適宜ニ港灣ノ區域ヲ定ムルニ

トヲ得

第三十二條 商法第八百六十七條及ヒ第九百六十六條ニ沿岸航海ト稱スルハ專ラ本邦海岸ニ沿フテ航行シ外國ニ至ラサルモノヲ謂フ但本邦ノ版圖ニ屬スル諸島地トノ航行ハ亦沿岸航海ニ屬ス

第三十三條 商法第九百三十三條ニ掲ケタル沿岸小航海ノ區域ハ從來ノ慣習ト海上危險ノ程度トヲ酌量シテ遞信大臣之ヲ定ムルコトヲ得

第三十四條 商法第八百三十六條及ヒ第九百三十四條ニ官ト稱スルハ內國ニ於テハ區裁判所外國ニ於テハ日本領事若シ領事ナキトキハ其地ノ官廳トス

第三十五條 司法大臣ハ各地方裁判所ノ意見ヲ聽キ其所轄地方ノ需用ニ應シテ破産管財人ヲ命シ地方裁判所ハ之ニ依リ破産管財人名簿ヲ作ル可シ

第三十六條 破産管財人タルノ命ヲ受ケタル者ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之レヲ辭スルコトヲ得ス

第三十七條 破産管財人ノ任期ハ三ヶ年トス但再任セラル、コトヲ得

第三十八條 名簿中ノ破産管財人破産裁判所ヨリ選定セラレタルトキハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十九條 破産管財人ハ其職務ニ着手スル前公平誠實ニ其職務ヲ執ルコトヲ誓フ可シ

第四十條 破産管財人ハ其擔任スル破産手續中任期滿ツルモ之ヲ終結スルマテ解任スルコトヲ得ス

第四十一條 破産裁判所ハ忌避其他該事件ニ不適當アルノ理由アリテ名簿中ノ破産管財人ヲ選定ス可カラスト認ムルトキハ他ニ破産管財人ヲ選定スルコトヲ得此場合ニ於テハ直チニ其旨ヲ司法大臣ニ上申ス可シ

前項ノ破産管財人モ名簿中ノ破産管財人ト同一ノ權利及ヒ義務ヲ有ス

第四十二條 職務執行ノ不當又ハ不正ノ爲メ總財人ノ職ヲ解クトキハ破産裁判所ノ公廷ニ於テ其理由ヲ付シテ之ヲ言渡ス可シ

第四十三條 管財人ノ報酬ハ一破産手續ノ全體ニ由キ又ハ收入シタル價額ノ割合ニ應シテ之ヲ定メ財團ノ配當ノル毎ニ其少割ヲ以テ之ヲ支拂フ可シ

第四十四條 第三十六條及ヒ第三十八條ノ規定ニ違フ者ハ刑法第七十九條ノ罰金ニ處ス
第四十五條 商法第十三條ニ依リ裁判所ニ於テ債務者ヲ監守セントスルトキハ其命令書ヲ檢事ニ送致シ檢事ハ債務者ノ住所ヲ管轄スル警察官署ニ命シ其處分ヲ爲サシム

第四十六條 削除

第四十七條 削除

第四十八條 監守ヲ爲ストキハ警察官吏ヲシテ債務者ノ住所ニ就キ其逃走若クハ財産ノ隠

置テ豫防シ且破散主任官ノ許可ヲ得タルトキノ外其債務者ノ外人ト面接若クハ通信スルヲ禁セシム

第四十九條 商法第千三條第三項ニ依リ債務者ヲ引致スルトキハ特ニ作リタル引致狀ヲ以テ之ヲ執行ス但其執行ハ刑事訴訟法ニ定メタル勾引狀執行ノ手續ニ準ス

第五十條 商法第千四條ニ依リ裁判所ニ於テ債務者ヲ釋放スルトキハ決定書ヲ檢事ニ送致シ其執行ヲ爲サシム

第五十一條 商法中非訟事件ニ關スル裁判所管轄ハ裁判所構成法ニ定ムルモノノ外第二百五十四條、第三百七十一條、第四百四十一條、第四百九十九條、第五百十四條、第八百五十六條、第九百二條ノ事件ニ付テハ區裁判所トシ其他ノ事件ニ付テハ地方裁判所トス

第五十二條 明治十七年第九號布告質屋取締條例ニ依リ管轄廳ノ免許ヲ得タル質屋營業人ニハ商法第一編第七章第九節ノ規定ヲ適用セス

第五十三條 明治六年第二百十五號布告代人規則ハ商事ニ付テハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス

明治十年第六十六號布告利息制限法第三條及ヒ第五條ハ商事ニ付テハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス

明治十五年第五十七號布告爲替手形約束手形條例ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

○商法 二百六條ニ依リ發行スヘキ債券ニ關スル件 明治二十三年八月法律第六十號

第一條 商法第二百六條ニ依リ株式會社債券ヲ發行スルハ總株金半額以上ノ拂込アリタム後ニ於テスヘシ

第二條 債券ノ發行額ハ株金ノ拂込金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第三條 債券ヲ發行セントスルトキハ地方長官ヲ經由シテ主務省ノ認許ヲ受クヘシ

第四條 債券ハ一通毎ニ其債務金額、利子ノ歩合、仕拂時期、發行ノ年月日、番號、商號、社印、取締役ノ氏名印、債權者ノ氏名ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 會社ノ營業所

二 株金總額及株金拂込額

三 債券償還ノ初期及最終期

四 會社開業ノ年月日

五 存立時期ヲ定メタル會社ハ其時期

六 認許ヲ受ケタル事

第五條 株式會社ハ債券ヲ發行スルトキ債券原簿ヲ備ヘ債券一通毎ニ區分シテ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 債權者ノ氏名住所

二 債權ノ金額番號

三 利子ノ歩合

四 債券發行ノ年月日及讓渡ノ年月日

五 債券償還ノ初期及最終期

第六條 債券ノ讓渡ハ取得者ノ氏名ヲ債券及債券原簿ニ記載スルニアラサレバ會社ニ對シテ其効ナシ

第七條 株式會社ハ營業時間中債券原簿ノ展閱ヲ請求スル者アルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス此場合ニ於テハ請求人ニ對シテ二十錢以内ノ手数料ヲ求ムルコトヲ得

第八條 取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

一 債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

二 債券原簿ヲ備ヘス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

○商事非訟事件印紙法明治二十三年八月十五日
法律第六十六號

商事非訟事件印紙法

第一條 商法中登記ニ關ル場合ヲ除ク外非訟事件ニ付裁判所ノ命令其他ノ處分ヲ求ムル者

ハ以下數條ノ手續ニ從ヒ其差出ス書類ニ民事訴訟用印紙ヲ貼用ス可シ但口述ヲ以テスル場合ニ於テハ其調書ニ印紙ヲ貼用ス可シ

第五條第六條第七條ノ場合ニ於テハ管財人ヨリ差出ス計算書ニ印紙ヲ貼用ス可シ

第二條 左ニ掲クルモノニ付テハ五拾錢ノ印紙ヲ貼用ス可シ

一 抗告又ハ假差押ノ申立

二 債權者ヨリ爲ス破産宣告ノ申立

三 支拂猶豫ノ申立

第三條 左ニ掲グルモノニ付テハ二拾錢ノ印紙ヲ貼用ス可シ

一 抗告ニ對スル答辨

二 裁判所ノ命令其他ノ處分ノ申立ニシテ本法ニ於テ特ニ規定セサル非訟事件ニ係ルモノ

第四條 破産手續ニ付テハ破産財團中ノ貸方金額ニ應シ左ノ區別ニ從ヒ印紙ヲ貼用ス可シ

但財團管理費用其他破産手續上ノ費用及ヒ財團ノ爲メニ負擔シタル債務並ニ別除ノ辨濟ニ供スル金額ハ貸方金額ヨリ之ヲ控除ス可キモノトス

財團ノ價額五圓マテ 四拾錢

同 拾圓マテ 六拾錢

同 二拾圓マテ 壹圓二拾錢

同 五拾圓マテ 三圓

- 同 七拾五圓マテ
- 同 百圓マテ
- 同 二百五拾圓マテ
- 同 五百圓マテ
- 同 七百五拾圓マテ
- 同 千圓マテ
- 同 貳千五百圓マテ
- 同 五千圓マテ
- 同 五千圓以上ハ千圓ニ達スル毎ニ四圓ヲ加フ
- 第五條 破産手續ニ付テハ財團ノ配當アル毎ニ其配當金額ノ割合ヲ以テ印紙價額ニ相當スル金額ヲ引去リ置キ終局計算ニ至リ配當金額高ノ割合ニ從ヒ相當印紙ヲ貼用ス可シ
- 第六條 協議契約ニ依リ手續ヲ止メタルトキハ第四條ニ掲ケタル印紙ノ半額ヲ貼用ス可シ
- 第七條 破産手續再施ノ場合ニ於テハ破産手續開始ニ於ケル場合ト同一ノ印紙ヲ貼用ス可シ
- 第八條 本法ニ定ムル印紙代價ノ負擔ニ付テハ民事訴訟法第一編第二章第五節ノ規定ヲ準用ス

民事訴訟用印紙法ハ本法ノ規定ニ牴觸セサルモノニ限り之ヲ準用ス

○勅令第百三十三號明治二十三年七月十六日

第一條 商業ノ登記公告ノ手数料左ノ如シ

第一 商號、後見人、未成年者、婚姻契約及ヒ代務ノ登記公告ハ本店ト支店トニ拘ハラス

各金三拾錢

其變更又ハ追加ノ登記公告ニ付テモ亦同シ

第二 會社ノ登記公告ハ本店ト支店トニ拘ハラス合名會社ニ付テハ金六圓合資會社株式會社ニ付テハ各金拾圓

其變更又ハ追加ノ登記公告ハ每一件ニ付金三拾錢

第三 登記簿ノ閲覧ニ付テハ金拾錢

第四 登記簿ノ謄本ハ用紙壹枚ニ付金拾錢但一行二十字二十行ヲ以テ壹枚トシ十一行以上ハ壹枚十行以下ハ半枚トス

第二條 商法第八百二十五條ノ登記ニ付テハ金三圓ヲ納ムヘシ

商法第八百二十九條ニ定メタル變更ノ附記ニ付テハ金拾五錢ヲ納ムヘシ

○勅令第二百七號明治二十三年九月十二日

本年七月勅令第百三十三號ニ左ノ一條ヲ追加ス

第三條 手数料ハ登記印紙ヲ以テ納ムヘシ

○法律百一號明治二十三年十月八日

商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ケタル者有罪破産ニ係ルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 詐欺破産ヲ爲シタル者ハ輕懲役ニ處ス
- 二 過怠破産ヲ爲シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

○法律第六十九號明治二十三年八月廿日

家資分散法

第一條 民事訴訟法ノ強制執行處分ニ因リ義務ヲ辨濟スル資力ナキ債務者ニ對シテハ管轄

裁判所ノ職權ニ因リ又ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ家資分散者タルノ宣告ヲ爲ス可シ

右ノ決定ハ口頭辯論ヲ要セスシテ之ヲ爲スコトヲ得

此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三條 第一條ノ宣告ハ裁判所及市町村ノ揭示場ニ揭示シテ之ヲ公告ス可シ

第四條 家資分散者ハ其宣告ヲ受ケタル日ヨリ選舉權及被選舉權ヲ失フ

家資分散者ノ復權ニ付テハ商法第五十五條以下ヲ準用ス

第五條 商法及本法施行以後ニ於テ從前ノ法律中身代限處分ヲ受ケタル者ニ對シ公權ノ喪

失チノメタル條項ハ破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタル者ニ對シ効力ヲ有ス

○商業及船舶登記公告ニ關スル取扱規則 明治二十三年十月二十九日 司法省令第八號

第一條 商法第十八條ノ商業登記ニ付テハ各登記所ニ左ノ簿冊ヲ備フ可シ

第一 商號登記簿

第二 後見人登記簿

第三 未成年者登記簿

第四 婚姻契約登記簿

第五 代務登記簿

第六 合名會社登記簿

第七 合資會社登記簿

第八 株式會社登記簿

第二條 商法第八百二十五條第八百五十二條及ヒ第八百五十七條二項ノ登記ハ商法及ヒ登

記法ノ規定ニ依リ船舶登記簿ニ之ヲ爲ス船舶登記簿ノ雛形ハ登記法ニ關スル省令ニ於テ

之ヲ定ム

第三條 商業登記簿ハ附錄第二號乃至第九號ノ雛形ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ

明治二十三年司法省令第七號登記法取扱規則第三條第四條ハ本令ニ之ヲ適用ス

第四條 登記所ニ於テハ會社印鑑帳及ヒ登記見出帳ヲ調製シ印鑑帳ニハ商法第七十一條ニ依リ差出シタル印鑑ヲ貼付シ登記官吏之ニ契印シ見出帳ニハ商號ニ依リ登記ヲ區別シ以テ索引ノ便ニ供ス可シ

第五條 登記ノ届出ハ陳述書ヲ以テ之ヲ爲シ其陳述書ニハ登記ノ事項ヲ證スル爲メ必要ナル書類ヲ添ヘ左ノ諸件ヲ記載シ當事者之ニ署名捺印ス可シ

第一 登記ヲ受ク可キ事項

第二 當事者ノ住所職業姓名

第三 年月日

第四 登記所ノ名

登記法第八條第二項及ヒ明治二十三年司法省令第七號登記法取扱規則第七條第二項ハ本令ニモ之ヲ準用ス

第六條 登記ノ届出ハ登記官吏ニ於テ陳述書ヲ受理シタル時ヲ以テ之ヲ終リタルモノトス

登記法第八條第一項ノ受取證ヲ下付シタルトキハ陳述書ヲ受理シタルモノトス

第七條 登記官吏ニ於テ登記ノ届出ヲ不適當ト認ムルトキハ當事者ヲシテ改正セシム可シ之ヲ改正シ件ヘカラサル場合又ハ改正セサル場合ニ於テ登記ヲ拒ムトキハ理由ヲ付シタ

ル命令書ヲ發ス可シ

第八條 登記ヲ受クル爲メ差出シタル書類ニシテ登記所ニ留置シキモノ殊ニ登記陳述書及ヒ商法第六十八條ニ掲ケタルモノハ之ニ登記簿ノ冊號及ヒ其丁數ヲ記シ載登記簿ノ區別ニ從ヒ各箇ニ綴込ミ之ヲ保存ス可シ

第九條 登記ハ雛形ニ示ス所ノ例ニ依リ相當欄内ニ之ヲ爲シ年月日ヲ記シ登記官吏之ニ署名捺印ス可シ

凡テ豫備欄内ニハ商法第七十九條第三百十八條及ヒ第六十九條ニ列擧シタル以外ノ事項ヲ登記スルモノトス

會社ノ支店登記ノ豫備欄内ニハ合名會社ニ在テハ本店ノ業體、商號、營業所ヲ登記シ合資會社ニハ株式會社ニ在テハ右ノ外會社資本ノ總額ヲ登記ス可シ

第十條 公告ハ登記ヲ爲シタル登記所ノ名ヲ以テ之ヲ爲ス可シ
公告ヲ爲ス可キ新聞紙ハ登記所在地ニ於テ發行スルモノ若シ其地ニ於テ發行スルモノナキトキハ登記所ヲ轉スル區裁判所所在地ニ於テ發行スルモノタル可シ若シ其地ニ於テ發行スル新聞紙ナキトキハ左ノ場所ニ揭示シテ公告ニ代ユ可シ

第一 區裁判所ノ揭示場

第二 其地ニ於ケル人民群衆ノ場所

登記所ハ新聞紙發行人ト一曆年ノ間商業登記ノ公告ヲ委託スル約定ヲ爲シ豫メ其旨ヲ公告シ置 可シ

第十一條 明治二十三年司法省令第七號登記法取扱規則第三十一條第三十二條ハ本令ニ之ヲ適用ス

登記ノ讓更ニ依リ削除ス可キ原登記ハ其側ニ朱線ヲ畫ス可シ

第十二條 商法第八百二十七條ノ船舶登記證書及ヒ同第八百五十四條ノ登記證書ハ附録第十號及ヒ第十一號ノ雛形ニ依リ之ヲ調製ス可シ

第十三條 登記簿ハ何人ト雖モ之ヲ閱覽スルコトヲ得ルモノトス其閱覽ハ吏員ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシム可シ

登記簿ノ謄本ヲ請フ者アルトキハ謄本ノ末尾ニ原登記ト相違スルコトナキ旨ヲ認證シ年月日ヲ記シ登記官ニ署名捺印シテ交付ス可シ

遠隔ノ地ヨリ謄本ヲ請フ者アルトキハ謄本手数料ノ外郵送料ヲ前納スルニ於テハ亦之ヲ送付ス可シ

第十四條 商業登記ニ關スル登記所ハ東京ニ在テハ京橋區裁判所トス

第十五條 明治二十三年勅令第三百三十三號ニ定メタル商業及船舶ノ登記公告手数料ハ登記印紙ヲ陳述書若シ陳述書アラサルトキハ明治二十三年司法省令第七號登記法取扱規則第六條ニ依リ名刺ニ貼付スヘシ

明治二十六年三月十三日印刷

同 二十六年三月十四日出板



纂述者 福井 淳

大阪市東區博勞町四丁目九十二番屋敷

發行者 田中 太右衛門

全南區安堂寺橋通四丁目二百四十二番屋敷

專賣者 大塚 宇三郎

全南區心齋橋筋二丁目廿二番屋敷

印刷者 前野 茂久次

全東區和泉町二丁目八番屋敷



